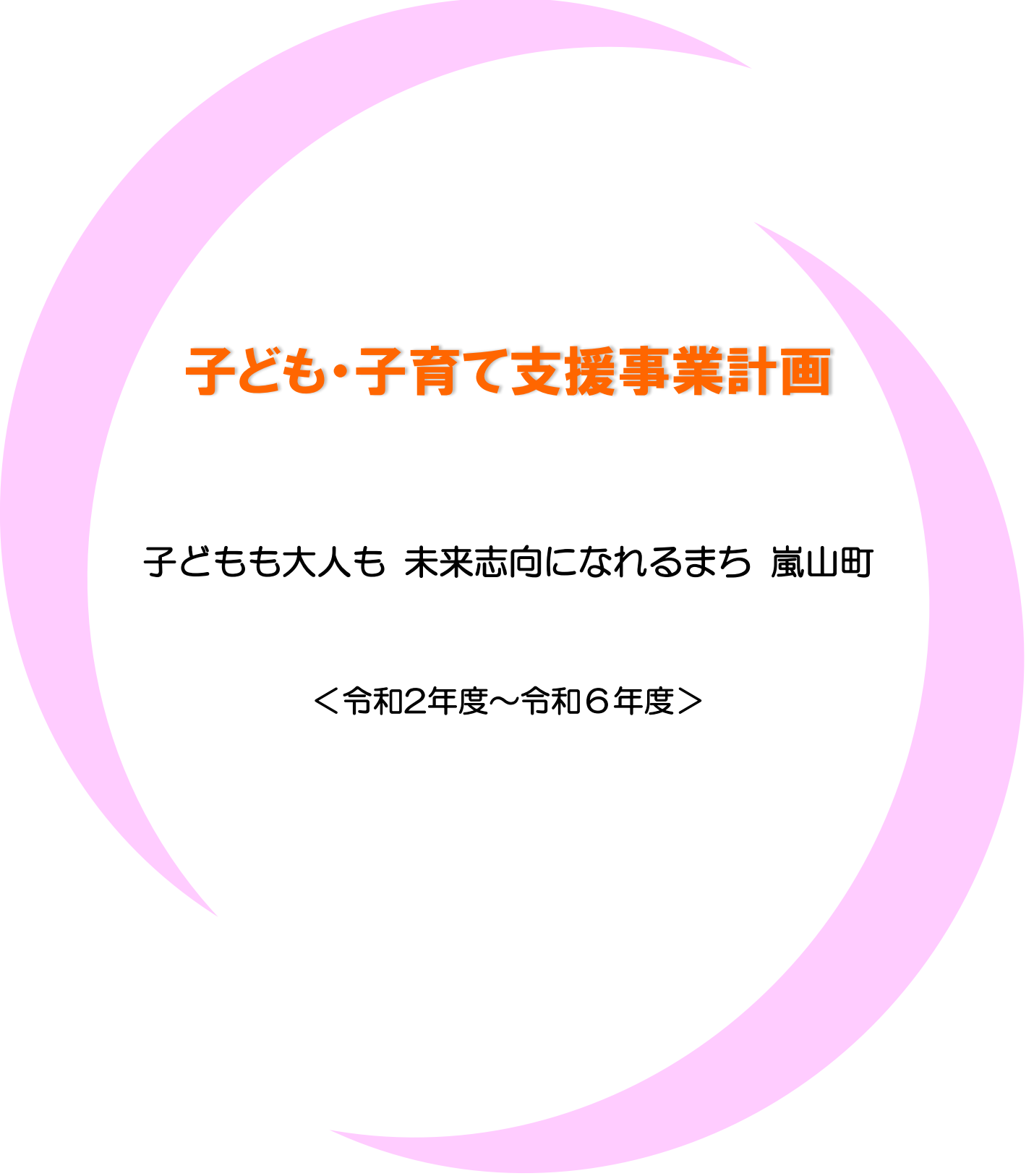




子ども・子育て支援事業計画

子どもも大人も 未来志向になれるまち 嵐山町

＜令和2年度～令和6年度＞

令和2年3月

嵐 山 町

はじめに

少子化対策は、1990（平成2）年の「1.57ショック」を契機に、政府は、出生率の低下と子供の数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子供を生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討として始まりました。

今から30年も前のことです。

戦後の近代家族は「男は仕事、女は家庭」の性別役割分業の核家族を増やし、地縁や血縁のコミュニティを喪失したなかで、子育ては母親ひとりが担当者となって来ました。子育てにおける、このような母親たちが、孤立した子育てに閉塞感を覚え、育児不安や児童虐待などの子育て困難に陥る者が増え、それがさらに少子化傾向へとつながるのは想像に難くありません。

男女ともに働き方及び役割を見直し、母親に依存してきた子育てを根幹から見直す視点が必要であり、「少子化」対策でなく、「子育ての社会化」対策をどうするかを考える視点が必要とされています。

本町においても、「子どもも大人も、未来志向になれるまち」を基本理念とする「嵐山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し平成27年度から実施してきました。5年を1期としたこの計画は、令和元年度が計画の終期となるため、令和2年度を始期とする第2期「嵐山町子ども・子育て支援事業計画」をここに策定し、実施する運びとなりました。

地域における子育て支援が「親に対する手伝い」にとどまることなく、「地域の次世代育成力」と位置づけ、それが社会的にも評価をされ、子どもを囲んで、親以外の大人が子どもに関わることを、より多く作っていくことで、より良い子育て支援が展開されるものと期待するところです。

最後になりますが、本計画を策定するにあたり、計画内容について審議・検討をいただいた「嵐山町子ども・子育て会議」の委員の皆様、アンケート調査にご協力いただいた子育て中の保護者の皆様など、関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

嵐山町長 岩 澤 勝



目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 子ども・子育て支援の意義.....	1
2 計画策定の背景.....	2
3 計画策定の趣旨.....	4
4 子ども・子育て支援事業計画の全体像.....	5
(1) 子ども・子育て支援新制度の主なポイント.....	5
(2) 新制度における事業の全体像.....	6
5 計画の対象.....	6
6 計画の期間.....	7
7 他の計画との調和等.....	7
第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状.....	8
1 統計からみた本町の現状.....	8
(1) 人口の推移.....	8
(2) 出生の動向.....	9
(3) 婚姻の動向.....	10
(4) 女性の就業状況.....	11
(5) 人口推計.....	12
2 子育て支援サービスなどの現状.....	13
(1) 保育所（園）などの状況.....	13
(2) 子育て支援サービスの状況.....	15
(3) 幼稚園の状況.....	17
(4) 小学校・中学校の状況.....	17
(5) 障害児通園施設の状況.....	18
(6) 児童虐待などの現状.....	19
3 ニーズ調査結果からわかる現状.....	20
(1) 子どもの育ちをめぐる環境.....	21
(2) 保護者などの就労の状況.....	22
(3) 教育・保育の利用状況と利用意向.....	23
(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方.....	24
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
1 計画の基本理念.....	25
2 計画の基本目標.....	26
第4章 子ども・子育て支援事業.....	27

基本目標 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援の充実	27
1 教育・保育提供区域の設定	27
2 教育・保育施設の充実	27
(1) 認定こども園及び幼稚園（1号認定、3～5歳児）	27
(2) 認定こども園及び保育所＋地域型保育（2号認定、3～5歳児）	28
(3) 認定こども園及び保育所＋地域型保育（3号認定、0～2歳児）	29
3 地域子ども・子育て支援事業の推進	30
(1) 利用者支援事業	30
(2) 地域子育て支援拠点事業	31
(3) 妊婦健康診査事業	31
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	32
(5) 養育支援訪問事業	32
(6) 子育て短期支援事業	33
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	33
(8) 一時預かり事業	34
(9) 延長保育事業	35
(10) 病児・病後児保育事業	35
(11) 放課後児童健全育成事業	36
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	37
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	37
第5章 次世代育成支援行動計画	39
1 基本目標と体系図	39
2 施策の目標と施策の方向性	41
(1) 主な事業の状況	41
基本目標1 地域における子育ての支援	41
基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	46
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	62
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	68
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進	71
基本目標6 子ども等の安全の確保	74
基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	78
第6章 計画の推進体制と進捗管理	82
1 計画の推進体制	82
2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保	82
(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方	82
(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性	83

(3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策	83
(4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策.....	83
(5) 市町村間及び県との間の連携方策	83
3 計画の点検・評価などの進捗管理.....	84
資料編.....	85
1 策定の経緯.....	85
2 嵐山町子ども・子育て会議条例及び名簿	86

第1章 計画の概要

1 子ども・子育て支援の意義

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、未来を紡ぐとても重要な投資です。

そして、子どもの視点に立った「子どもの最善の利益」が実現されることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つでもあります。

しかしながら、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は、一層厳しさを増しています。

親自身、実際に子育てを経験することで、親として成長していくいわゆる「親育ち」の過程も地域関係の希薄化が進むなか、社会全体で支援していくことが求められています。

ゆえに、行政が、子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させるとともに、家庭を中心として、学校、地域、企業など、社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たす必要があります。

そして、家庭を築き、子どもを産み育てたいと願う人々の希望がかなえられるのと同時に、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会を実現しなければなりません。

将来の担い手である子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力なのです。

子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 計画策定の背景

■子どもの育ち、子育てをめぐる環境

子ども一人一人が、かけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることができる環境を整備することは、社会全体の責任でもあります。

また、子育てにおいては、保護者が家庭の中だけではなく、地域の中で保護者同士や地域の人々とながりをもち、地域社会に参加していこうという意識を持つことも重要とされています。

しかしながら、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近な親族や近隣の住民から、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しい状況になっています。

そして、保護者自身の世代も、兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで乳幼児と触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。

一方、経済状況や企業経営を取り巻く社会情勢は厳しく、若年男性をはじめとする非正規雇用の割合も高まり、共働き家庭も増加しています。育児においては、父親が積極的に役割を果たすことが望まれながらも、子育て期にある30代40代の男性の長時間労働者の割合は、高い水準にあり、子育て期の父親の家事・育児にかかわる時間は少ない時間にとどまっています。

こうした中、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、女性の出産に伴う就労の継続も厳しい状況にあります。

昨今、女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を支援する環境整備が求められていますが、都市部を中心に依然として、多くの待機児童が存在しています。

さらには、少子化による子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少し、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会も減少するなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

このような子育て家庭を取り巻く環境の変化は、就労の有無にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を高めています。

こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては、生命をも脅かす児童虐待の発生も増加してきています。

■子ども・子育て支援新制度について

国では、子ども・子育て支援新制度として、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく制度が、平成27年4月より施行されました。

■子ども・子育て支援法改正の概要

一億総活躍社会「夢をつむぐ子育て支援（第二の矢）」の実現に向けて、事業主拠出金制度の拡充が図られ、仕事・子育て両立支援事業の創設や事業主拠出金の引上げ等が実施されました。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要

- 一億総活躍社会「夢をつむぐ子育て支援（第二の矢）」の実現に向けて、事業主拠出金制度を拡充
 - ・ 待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分整備することとした。
 - ・ これを受け、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずる。
 - ・ これにより、**事業主拠出金制度を拡充し、最大5万人の保育の受け皿の整備**など子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

【概要】

1. 仕事・子育て両立支援事業の創設

- 政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設。

注）仕事・子育て両立支援事業については、全国的な事業主の団体の意見を聴きながら実施。

2. 事業主拠出金の率の引き上げ等

- 一般事業主から徴収する拠出金（事業主拠出金）の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加。

注）現行では、児童手当事業及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童クラブ、病児保育、延長保育の財源として厚生年金保険料等と併せて徴収。

- 事業主拠出金の率の上限を1,000分の1.5以内から1,000分の2.5以内。

※ その他、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）の一部改正（年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に仕事・子育て両立支援事業費を追加する等）等を行う。

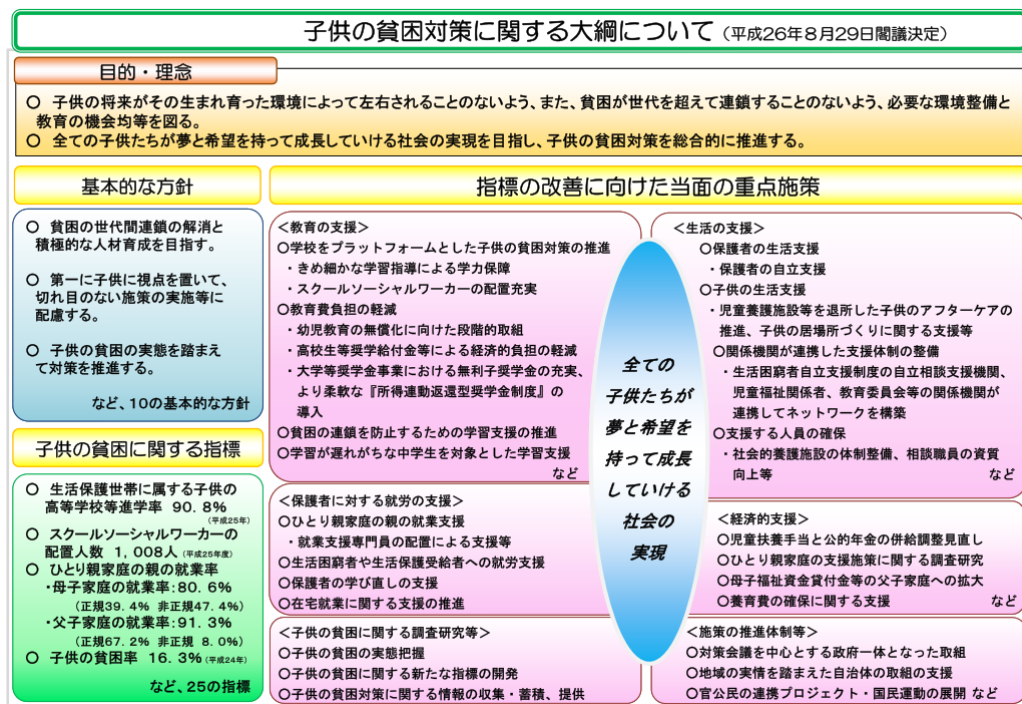
【施行期日】平成28年4月1日

■次世代育成支援対策推進法等の一部改正

国では、急激な少子化の進行に対応するため、平成15年7月に、次世代育成支援対策推進法を制定し、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長（平成37年3月31日まで10年間の延長）、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずることとなりました。

■子供の貧困対策に関する大綱の概要

子どもの貧困対策法第8条に基づき、平成26年8月に閣議決定されました。全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現が求められています。「子供の貧困対策に関する大綱」についての概要は以下の通りです。



3 計画策定の趣旨

子育てに対して、負担や不安、孤立感を感じるのではなく、男女ともに保護者がしっかりと子どもと向き合うことで、その成長に喜びや生きがいを感じ、未来の社会をつくり、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会を実現させることが求められています。

子どもの育ちや子育てが置かれている環境が大きく変化する中、本町においては法に基づき、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を提供するとともに、次世代育成支援対策に係る施策を継続的に推進するために、「嵐山町次世代育成支援行動計画」をふまえながら、一体的に「嵐山町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる地域のために、子どもと子育てを全力で応援してきました。

5年間の計画期間が終了することから、新たな「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域全体で子どもや子育て家庭を支える地域づくりに向けて、子どもの最善の利益が実現するまちづくりを目指します。

4 子ども・子育て支援事業計画の全体像

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づく制度であり、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

子ども・子育て関連3法

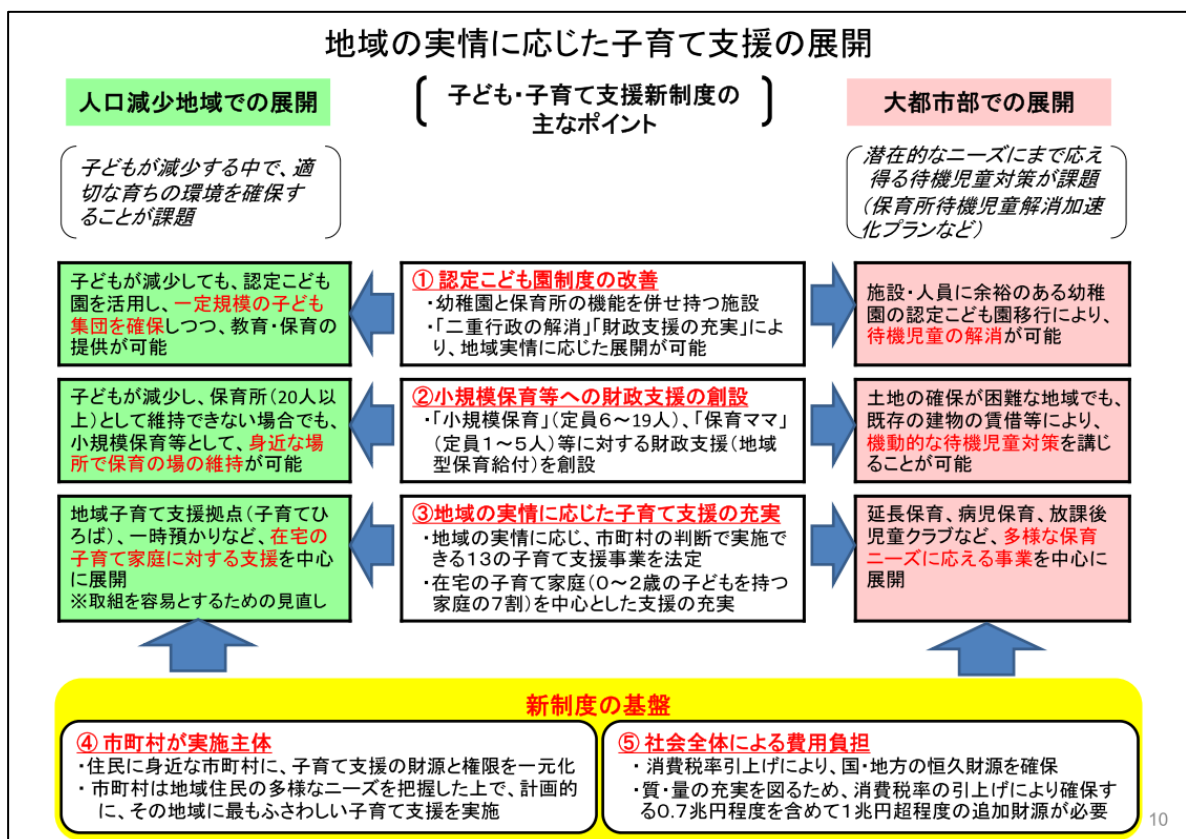
○子ども・子育て支援法

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律

○児童福祉法の改正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

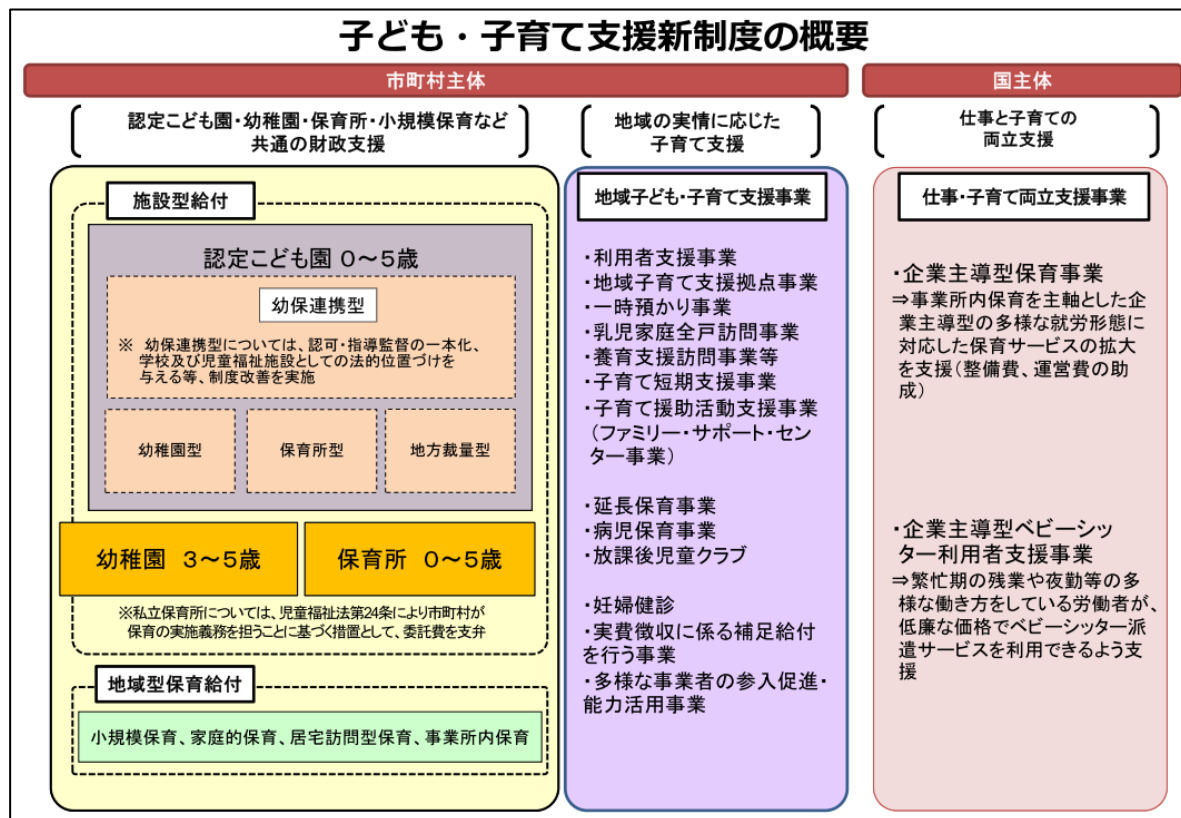
（1）子ども・子育て支援新制度の主なポイント

子ども・子育て支援新制度の主なポイントは以下の5つになります。



(2) 新制度における事業の全体像

子ども・子育て支援新制度における各種事業は以下の通りです。

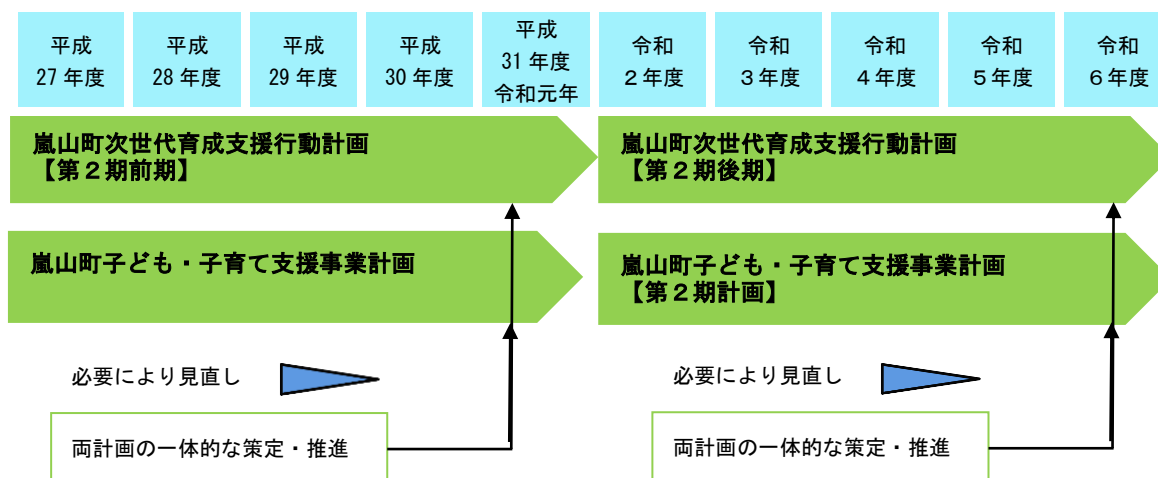


5 計画の対象

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とします。

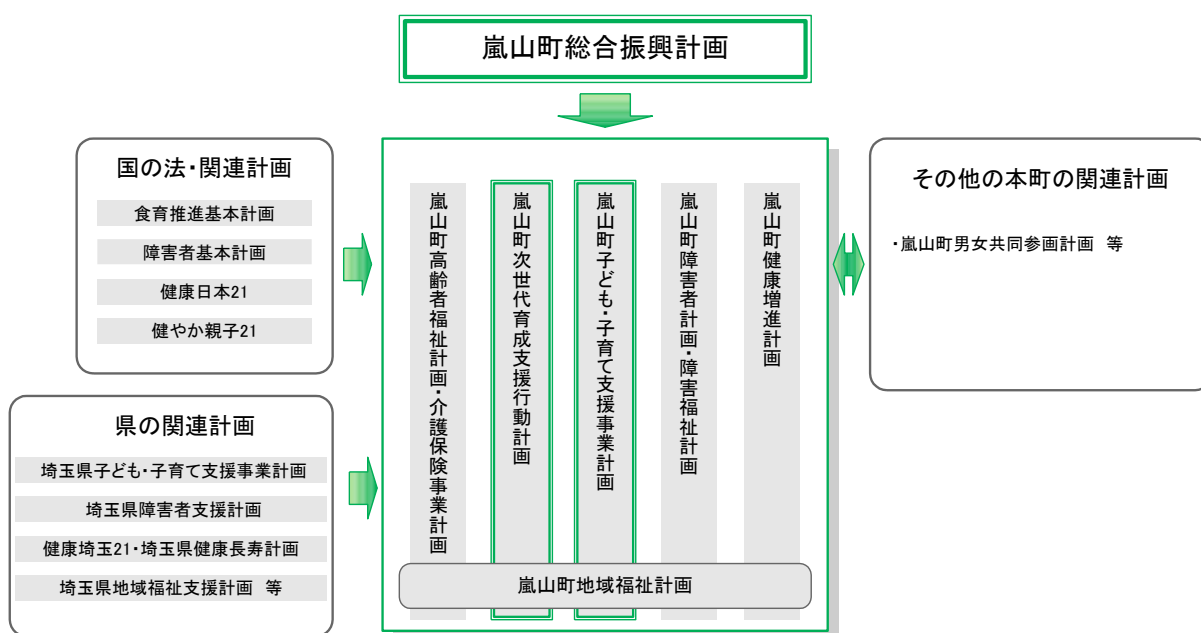
6 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。



7 他の計画との調和等

本計画は、本町のまちづくりの最上位計画である「嵐山町総合振興計画」に基づく部門別計画として、嵐山町次世代育成支援行動計画に位置づけた施策や事業の課題や評価を反映し、引き継ぐとともに、法の規定により、子ども・子育て支援事業にする事項を定めるものです。また、国、県及び本町の関連計画等との調和が保たれたものとします。



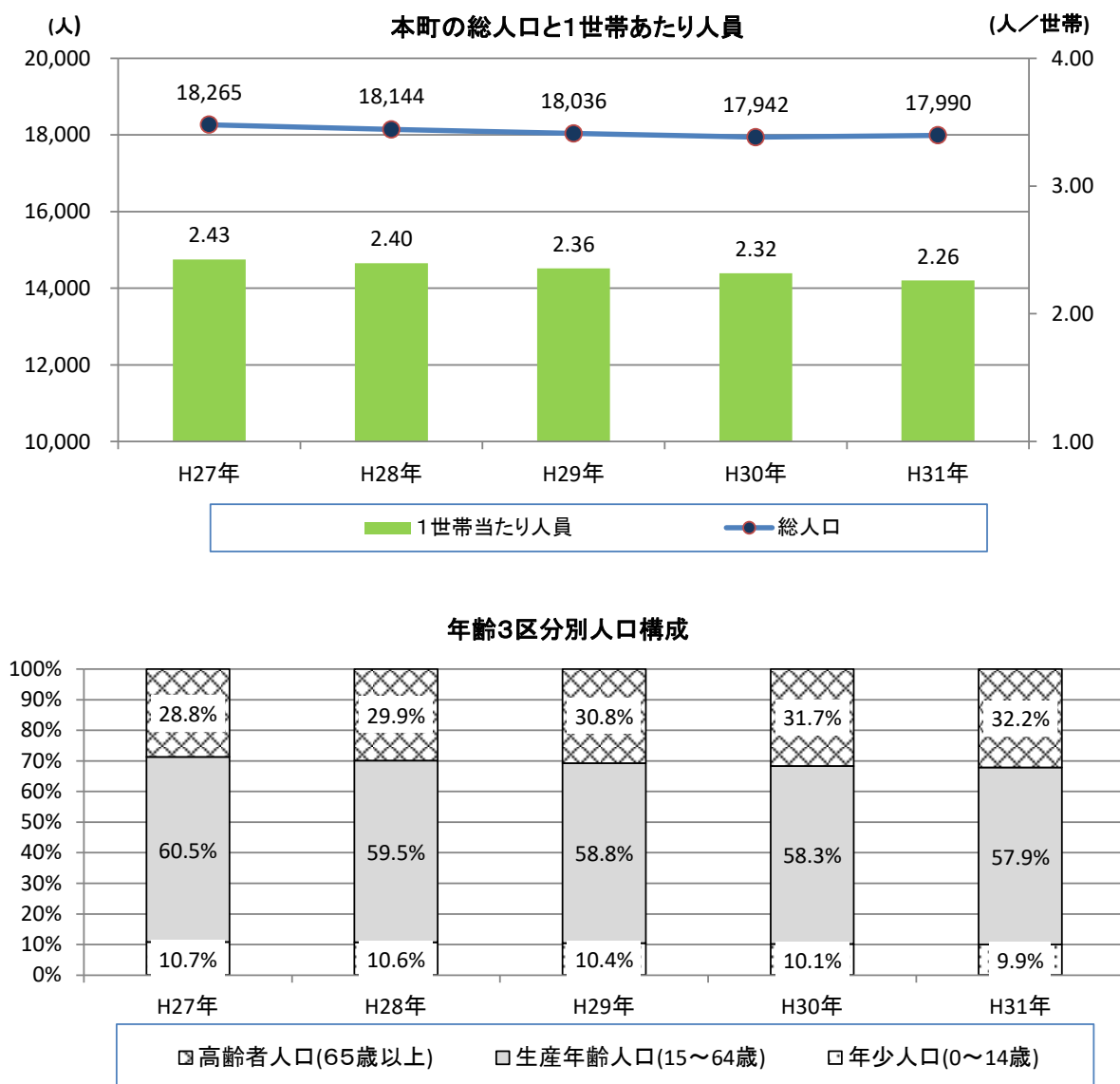
第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

1 統計からみた本町の現状

(1) 人口の推移

本町の総人口は、平成27年以降減少傾向で推移し、平成31年1月1日現在では、平成27年と比べ275人減少し、17,990人となっています。

また、年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口（0～14歳）は、平成31年時点で1,780人（総人口の9.9%）となっており、平成27年と比べると179人減少しています。

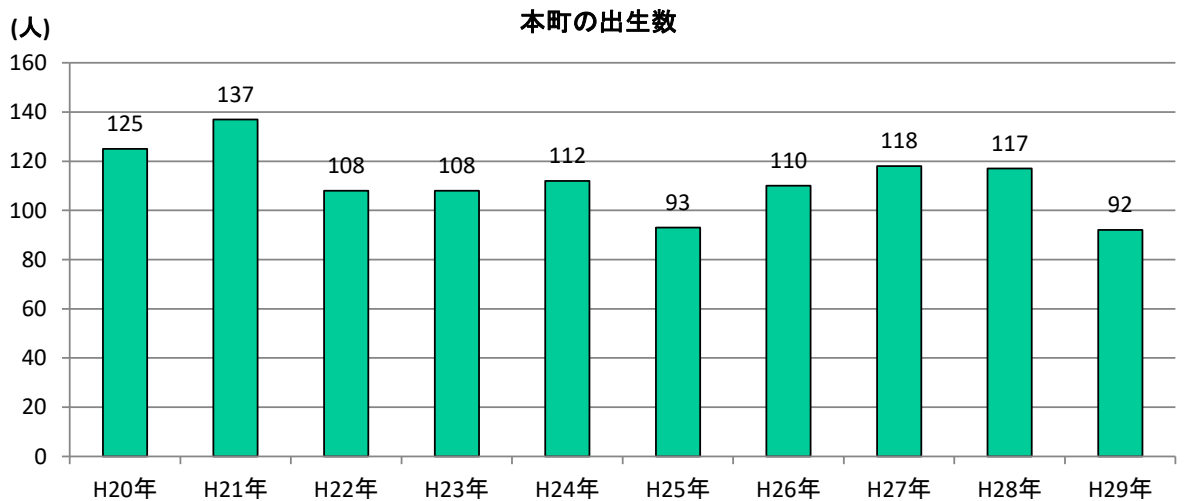


資料：埼玉県_町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

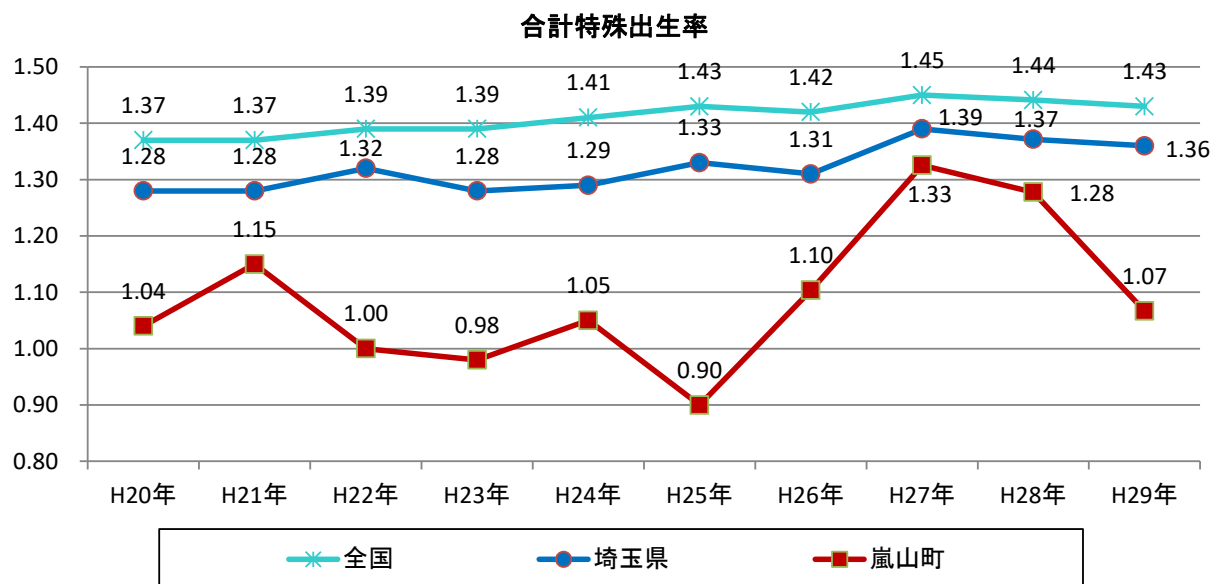
(2) 出生の動向

本町の出生数は、平成 20 年から平成 29 年にかけて増減しながら減少傾向で推移しており、近年では毎年約 100 人程度の出生数となっています。

また、合計特殊出生率※についても、平成 26～27 年は上昇傾向であったものの、平成 28 年以降は再び減少基調で推移しており、平成 29 年では 1.07 となっています。全国や県の平均値と比較すると、いずれも下回っている状況で推移しています。



資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課

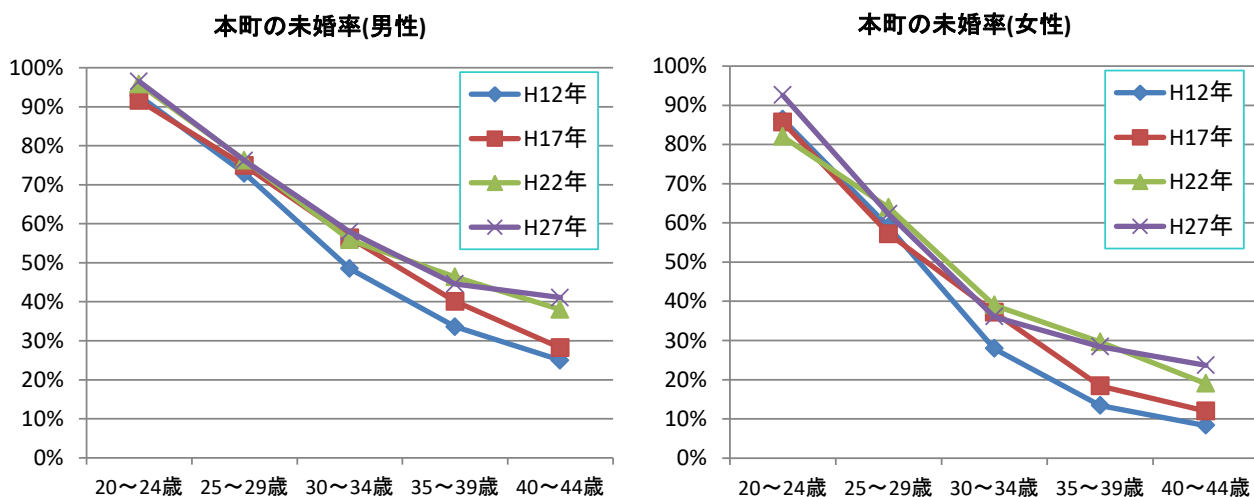


資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課

※合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産む子どもの数とされる。

(3) 婚姻の動向

国勢調査によると、本町の男性及び女性の未婚率は、平成12年から平成27年にかけて35歳以降の男女ともに上昇傾向で推移しています。平成27年の40～44歳の男性をみると、平成12年の25.0%から16.1ポイント上昇し、同年齢階級の女性では、平成12年の8.3%から15.4ポイント上昇しています。



男性	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
H12 年	92.8%	72.9%	48.5%	33.6%	25.0%
H17 年	91.6%	74.9%	56.4%	40.1%	28.2%
H22 年	95.8%	76.3%	55.9%	46.4%	38.0%
H27 年	96.5%	76.2%	58.0%	44.6%	41.1%

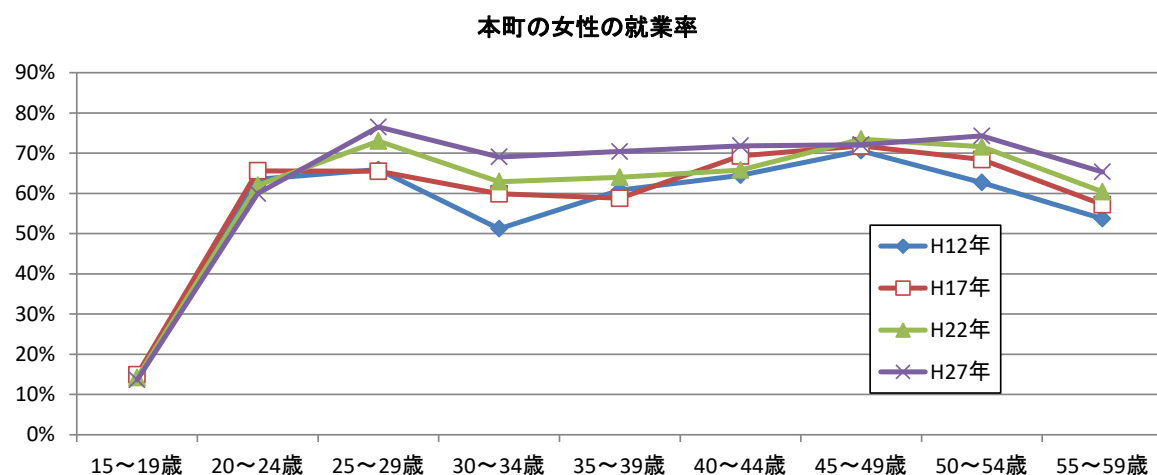
女性	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
H12 年	86.4%	59.0%	27.9%	13.4%	8.3%
H17 年	85.7%	57.2%	37.2%	18.4%	12.0%
H22 年	92.0%	63.9%	39.0%	29.6%	19.0%
H27 年	92.6%	62.2%	36.0%	28.4%	23.7%

資料：国勢調査

(4) 女性の就業状況

国勢調査から本町の女性の就業率をみると、20 歳代半ばと 50 歳前後という 2 つのピークをもついわゆる「M 字カーブ」を描いており、出産や育児を機にいったん離職し、育児などが終わってから働き出す女性が多いことがうかがえます。

平成 12 年から平成 27 年にかけては、M 字カーブの谷の部分の浅くなる傾向があります。

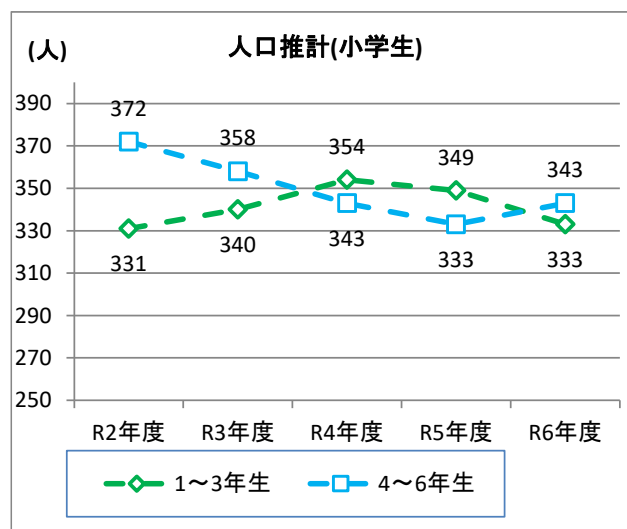
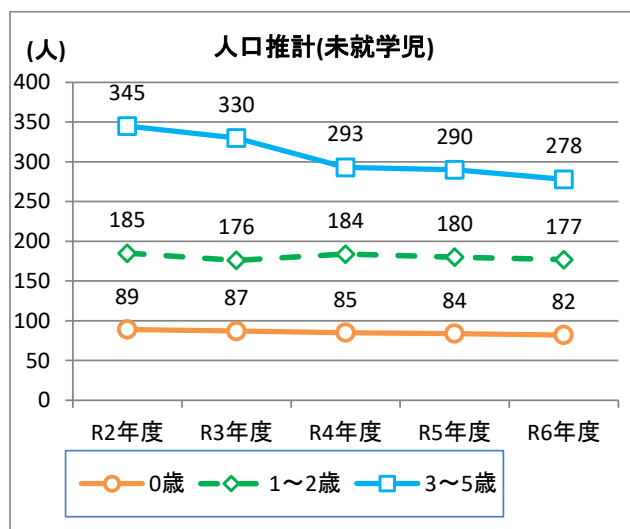


	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳
H12 年	14. 7%	63. 5%	65. 9%	51. 2%	60. 8%	64. 5%	70. 6%	62. 7%	53. 7%
H17 年	14. 9%	65. 6%	65. 5%	59. 9%	58. 8%	69. 3%	71. 8%	68. 4%	57. 2%
H22 年	14. 2%	62. 0%	73. 0%	62. 9%	64. 0%	65. 8%	73. 5%	71. 6%	60. 4%
H27 年	13. 6%	59. 9%	76. 5%	69. 1%	70. 4%	71. 8%	72. 1%	74. 3%	65. 3%

資料：国勢調査

(5) 人口推計

本町の未就学児と小学生の令和2年から令和6年までの人口推計をみると、未就学児及び小学校ともに減少で推移すると予測されます。0歳児をみると令和6年では82人と、ここ5年間で7人減少することが見込まれています。



	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
0 歳	89 人	87 人	85 人	84 人	82 人
1 歳	81 人	91 人	89 人	87 人	86 人
2 歳	104 人	85 人	95 人	93 人	91 人
3 歳	100 人	105 人	86 人	96 人	94 人
4 歳	122 人	100 人	105 人	86 人	96 人
5 歳	123 人	125 人	102 人	108 人	88 人
6 歳	107 人	121 人	123 人	101 人	106 人
7 歳	110 人	108 人	122 人	124 人	101 人
8 歳	114 人	111 人	109 人	124 人	126 人
9 歳	119 人	114 人	111 人	109 人	124 人
10 歳	126 人	119 人	114 人	111 人	109 人
11 歳	127 人	125 人	118 人	113 人	110 人

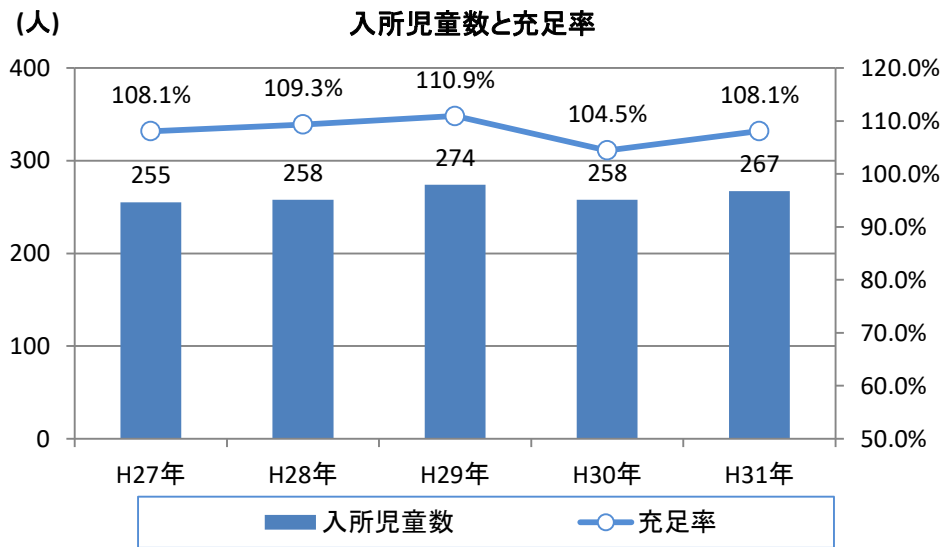
資料：コーホート変化率法による人口推計

2 子育て支援サービスなどの現状

(1) 保育所（園）などの状況

① 保育所（園）入所児童数

本町の令和元年の保育所（園）の施設数は、私立が4か所となっています。入所児童数は250人超で推移しており、充足率はここ5年間100%を超えています。



区分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
私立	施設数（か所）	4	4	4	4	4
	定員（人）	236	236	247	247	247
	入所児童数（人）	255	258	274	258	267
	充足率（%）	108.1	109.3	110.9	104.5	108.1

資料：子育て支援課（各年4月1日現在）広域受託含む

② 保育所待機児童数

本町の国の定義※による保育所待機児童数は、平成27年度に21人、平成29年度に25人と、ともに20人を超えましたが、平成30年度には14人に減少しました。

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
0歳児	2	7	2	4	1
1・2歳児	1	12	10	13	9
3～5歳児	1	2	3	8	4
合計	4	21	15	25	14

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

※■保育所入所待機児童とは（主なもの）【厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課】

- ・保護者が求職中の場合については、一般に、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条（児童を保育することができないと認められる場合）に該当するものと考えられるところであるが、求職活動も様々な形態が考えられるので、求職活動の状況把握に努め適切に対応すること。
- ・広域入所の希望があるが、入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。
- ・いわゆる”入所保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の保育所への入所希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

③ 認定こども園の状況

本町では認定こども園は設置されていません。

④ 認可外保育施設等の状況

平成30年1月から企業主導型保育事業として、事業所内保育所が1か所開設されました。

(2) 子育て支援サービスの状況**① 一時預かり事業の状況**

一時預かり事業は、平成 30 年度は 1 か所で実施しています。延べ利用人数は、平成 26 年度から平成 30 年度にかけて増減しながら推移し、平成 29 年度では、ここ 5 年間で最も多く 1,626 人となっています。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
実施施設数（か所）	1	1	1	1	1
延べ利用人数（人）	1,277	1,557	1,518	1,626	1,296

資料：子育て支援課

② 障害児保育事業の状況

障害児保育事業は、平成 30 年度は 2 か所で実施しています。実障害児数は、平成 30 年度では 4 人となっています。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
実施施設数（か所）	2	1	1	2	2
実障害児数（人）	3	1	1	2	4

資料：子育て支援課

③ 病児・病後児保育事業の状況

本町では病児・病後児保育事業は実施していません。

④ 学童保育（放課後児童クラブ）の状況

本町の放課後児童クラブは、町内の全小学校区（3小学校区）に設置されており、令和元年は 4 か所で実施しています。入所児童数は 200 人弱を一定に推移し、令和元年は 214 人となっています。

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
入所児童数（人）	179	188	190	196	205	214
か所数（か所）	4	4	4	4	4	4

資料：子育て支援課（各年 4 月 1 日現在）

⑤ 地域子育て支援拠点事業の状況

地域子育て支援拠点事業は、平成30年度は1か所で実施しています。

○地域子育て支援拠点事業の利用者

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
利用者数（延べ人数）	4,403	6,503	6,669	6,535	8,289

資料：子育て支援課

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の状況

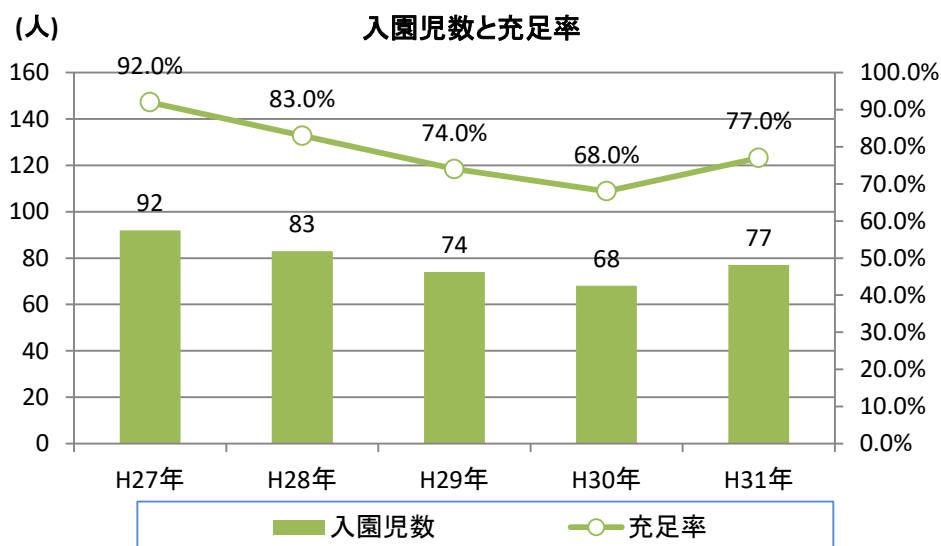
本町の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は平成23年度から実施しており、平成30年度の活動件数は638件となっています。

区分		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
活動件数（延べ件数）		587	472	361	292	638
会員数	依頼会員	139	148	156	174	171
	提供会員	35	36	35	41	43
	両方会員	2	2	2	0	0
	合計	176	186	193	215	214

資料：子育て支援課

(3) 幼稚園の状況

本町の令和元年の幼稚園の施設数は、公立が1か所となっています。入所児童数は、平成27年から平成30年にかけて減少で推移し、令和元年では増加し77人となっています。また、令和元年の充足率は77.0%となっています。



区分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
公立	施設数 (か所)	1	1	1	1	1
	定員 (人)	100	100	100	100	100
	入園児数 (人)	92	83	74	68	77
	充足率 (%)	92.0	83.0	74.0	68.0	77.0

資料：教育委員会事務局（各年5月1日現在）

(4) 小学校・中学校の状況

① 小学校の状況

本町の小学校は令和元年では3校あり、児童数は699人となっています。児童数は平成27年から減少で推移しています。

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
児童数 (人)	794	778	745	721	699
学校数 (校)	3	3	3	3	3

資料：教育委員会事務局（各年5月1日現在）

② 中学校の状況

本町の中学校は令和元年では2校あり、生徒数は412人となっています。生徒数は平成27年から減少で推移しています。

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
生徒数（人）	460	425	420	414	412
学校数（校）	2	2	2	2	2

資料：教育委員会事務局（各年5月1日現在）（公立のみ）

③ 特別支援学校の状況

特別支援学校へ通学している本町の児童は、令和元年5月1日現在、小学部8人、中学部7人、合計15人となっています。

学校名	在籍児童数		
	小学部	中学部	合計
特別支援学校	8	7	15

資料：教育委員会事務局（令和元年5月1日現在）

（５）障害児通園施設の状況

障害児通園施設（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の延べ利用件数は、増減で推移しており、平成30年度の放課後等デイサービスの利用件数は315件となっています。

利用件数	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
児童発達支援	0	0	23	42	25
放課後等デイサービス	341	256	372	309	315

資料：健康いきいき課（各年3月31日現在）

(6) 児童虐待などの現状

① 児童虐待相談件数

平成30年度の児童虐待相談件数は21件で、そのうち、「心理的虐待」が12件、「身体的虐待」が6件となっています。

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
件数	18	26	11	19	21

資料：子育て支援課

○平成30年度の児童虐待認知件数の内訳

区分	0～2歳児	3歳～就学前児	小学生	中学生	高校生～18歳	合計
身体的虐待	0	0	5	1	0	6
心理的虐待	3	3	0	4	2	12
ネグレクト	0	2	1	0	0	3
性的虐待	0	0	0	0	0	0
合計（件）	3	5	6	5	2	21

資料：子育て支援課

3 ニーズ調査結果からわかる現状

本計画の策定に向けて、幼稚園・保育所・学童保育室などの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、町民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査期間

平成31年2月

■調査対象者

種類	対象者	対象者数
就学前児童	町内在住の就学前児童（全数）	724人

■調査結果

区分	配布枚数	回収数	回収率
就学前児童	724	427	59.0%

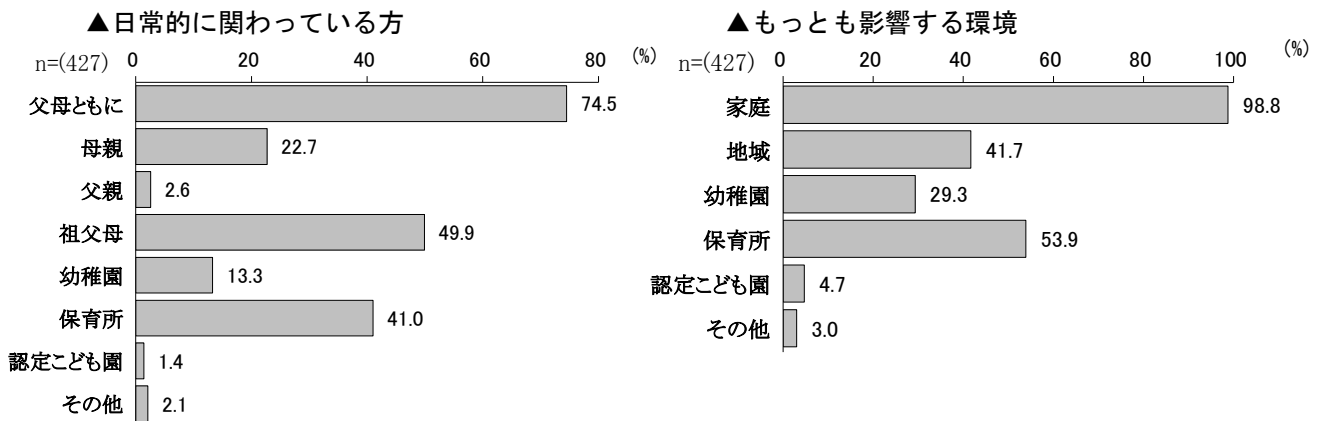
○ニーズ調査結果の活用

- ①国必須設問を中心とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の実施
- ②国配布のワークシートにより、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出
- ③本町のこれまでの事業実績、地域の状況や算出したニーズ量を検証し、本町の各事業の量の見込みを設定
- ④本町の各事業の量の見込みに応じた整備計画を策定

(1) 子どもの育ちをめぐる環境

①子育てや教育に日常的に関わっている方、もっとも影響する環境

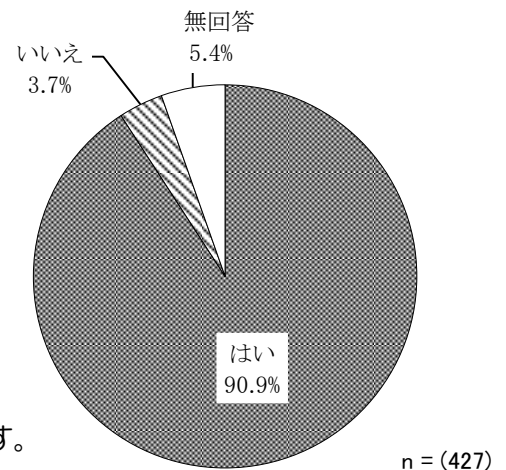
子育てや教育に日常的に関わっている方は、「父母ともに」の割合が74.5%と最も高く、次いで「祖父母」が49.9%、「保育所」が41.0%となっています。また、子育てや教育にもっとも影響する環境では、「家庭」の割合が98.8%と最も高く、「保育所」が53.9%と続いています。



※グラフはともに複数回答でグラフ中凡例 n は回答者数（以下同様）。

②子育てや教育をする上での相談相手の有無

子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無は、「いる/ある」の割合が90.9%と高い中、「いない/ない」の割合は3.7%となっています。また、主な相談先は、「祖父母等の親族」や「友人や知人」など身近な人の割合がいずれも8割前後と高く、「保育所」の割合も3割前後と比較的高くなっています。

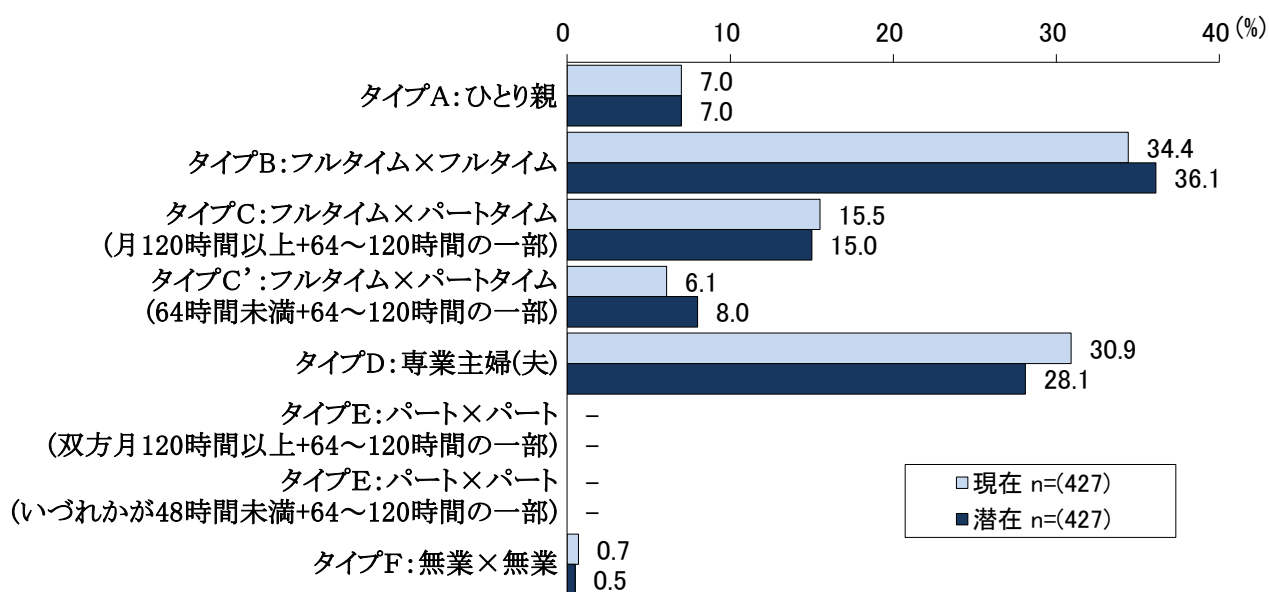


(2) 保護者などの就労の状況

下のグラフは、今回の調査結果により父母の就労状況の組み合わせ（家庭類型）を示したものです。

現在の家庭類型では、「フルタイム×フルタイム」の割合が3割を超え高く、「専業主婦(夫)」についても30.9%と比較的高くなっています。

今後の就労希望などを勘案した潜在の家庭類型では、「専業主婦(夫)」の割合がやや減少し、「フルタイム×フルタイム」の共働き世帯がやや増加しています。



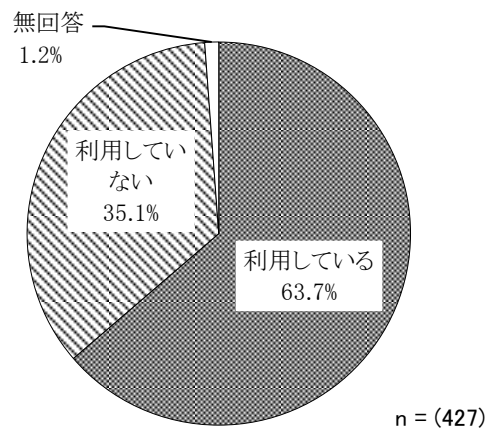
※グラフ中、「現在」は現在の就労状況、「潜在」は今後の就労希望を勘案した割合となっている。

※グラフ中、パートタイムの時間区分は、新制度による保育の必要性の認定の際、保育時間（保育標準時間と保育短時間）を定める指標となるもので、本町では、120時間を保育標準時間の下限、64時間を保育短時間の下限としている。

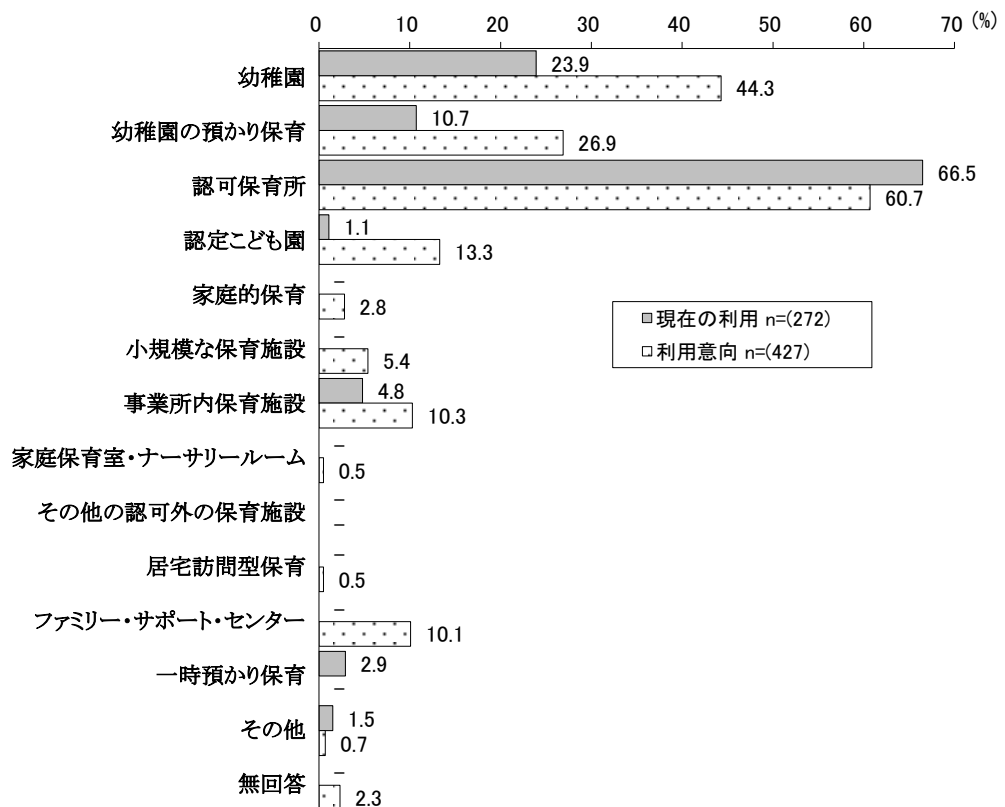
（３）教育・保育の利用状況と利用意向

幼稚園や保育所（園）などの定期的な教育・保育の利用状況は、「利用している」が63.7%に対し、「利用していない」が35.1%となっています。また、現在利用している教育・保育の種類では、「認可保育所」の割合が66.5%と最も高く、次いで「幼稚園」が23.9%となっています。さらに、今後の利用意向では、「認可保育所」の割合が過半数を超え高い中、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」「事業所内保育施設」などの割合が現在に比べ増加しています。

▲幼稚園や保育所（園）などの定期的な教育・保育の利用



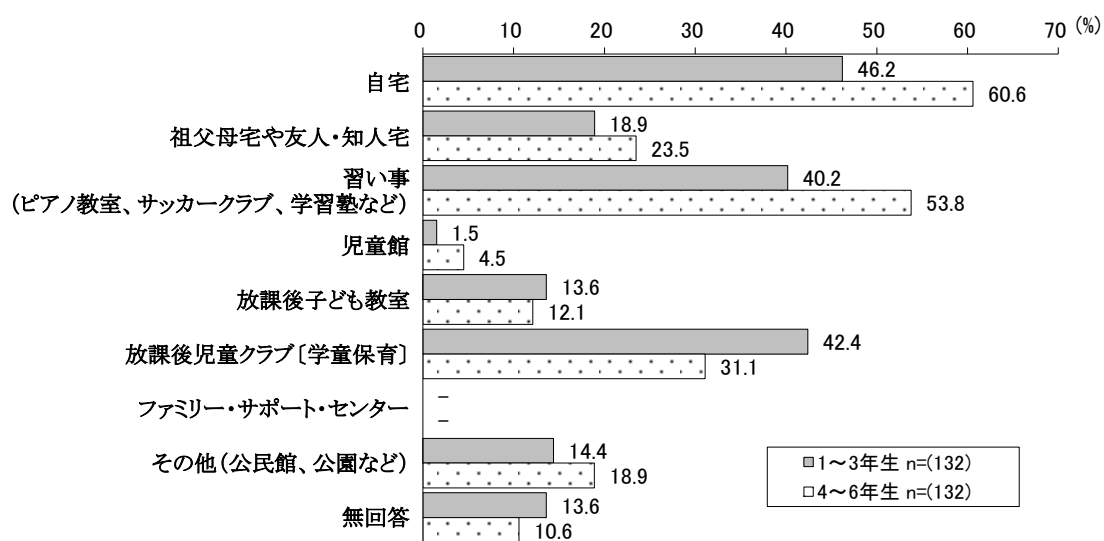
▲教育・保育の利用状況と利用意向



※グラフはともに複数回答

(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方は、低学年では「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」や「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合がそれぞれ4割弱と高くなっています。また、高学年では、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」などの割合が低学年に比べ増加し、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が減少しています。



※グラフは複数回答

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

子ども・子育て支援法に基づく「基本指針」／次世代法に基づく「行動計画策定指針」
において掲げられた計画の主なポイント

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡大と質的改善を図る
- ◆子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保
- ◆妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援を行う
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす
- ◆次代の親の育成という視点
- ◆仕事と生活の調和の実現の視点
- ◆すべての子どもと家庭への支援の視点 など

そこで、本計画においては、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、嵐山町次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぎ、子どもの最善の利益が実現するまちを目指します。

嵐山町 子ども・子育て支援事業計画の基本理念

子どもも大人も 未来志向になれるまち 嵐山町

2 計画の基本目標

「子ども・子育て支援新制度」においては、

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

「保育の量的拡大及び確保」

「地域における子ども・子育て支援の充実」

を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活の調和の推進や妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援、児童虐待防止、ひとり親家庭や障害のある子どもへの支援などについても重視されています。

また全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向けて、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、教育の支援や生活の支援、就労の支援、経済的支援などを総合的に進めていくことが求められています。

そこで、嵐山町次世代育成支援行動計画（第2期前期）を継承するとともに、子ども・子育て支援法の趣旨、子供の貧困対策に関する大綱などを踏まえ、基本理念を実現していくために、基本目標を以下のように設定します。

各論Ⅰ 嵐山町子ども・子育て支援事業計画【第4章】

基本目標 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援の充実

各論Ⅱ 嵐山町次世代育成支援行動計画（第2期後期計画）【第5章】

基本目標1 地域における子育ての支援

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本目標6 子ども等の安全の確保

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

第4章 子ども・子育て支援事業

基本目標 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援の充実

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、町全域とします。

2 教育・保育施設の充実

(1) 認定こども園及び幼稚園（1号認定、3～5歳児）

【量の見込みの算出根拠】

- ◆1号認定のニーズをみると、減少しています。
- ◆平成29～31年度の実績（利用率）は、人口比率と比較し、平均値33.8%でした。
- ◆児童数は減少する見込みです。利用割合によりR2年度以降の量を推計しました。

(単位:人)			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量の 見込み	1 号		117	112	99	98	94
	町外受託		0	0	0	0	0
	町外委託(1号内数)		36	36	36	36	36
	計		117	112	99	98	94
② 確保 方策	1号認定	町内	100	100	100	100	100
		他市	8	8	8	8	8
	確認を受けない幼稚園		28	28	28	28	28
	計		136	136	136	136	136
	②-①		19	24	37	38	42

【確保の内容】

- ◆計画期間における実績を見ると、4歳・5歳児の受入れについて、町内幼稚園での利用定員100名で確保していますが、令和元年度は85人の利用実績であり、15人の利用枠が空きました。今後、4歳・5歳の需要は減少する見込みです。

- ◆3歳児については、現状では町外私立幼稚園への入園により確保されていますが、町内幼稚園での4歳・5歳の需要が減少することを考えると、空いている利用枠について、3歳児の受け入れを加えて利用定員100名を確保することも検討する必要があると思われます。

(2) 認定こども園及び保育所＋地域型保育（2号認定、3～5歳児）

【量の見込みの算出根拠】

- ◆平成29～31年度の実績は、人口比率と比較し、平均値53.8%でした。
- ◆児童数は減少する見込みですが、今後も就労が促進されることを見込み、試算しました。

(単位:人)		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量の見込み	2号認定	186	178	158	156	150
	町外受託	10	10	10	10	10
	町外委託(2号内数)	20	20	20	20	20
	計	196	188	168	166	160
② 確保方策	教育・保育※1	町内	176	170	170	170
		他市	20	20	20	20
	地域型保育					
	認可外保育施設※2	1	1	1	1	1
	計	197	191	191	191	191
②-①		1	3	23	25	31

※1：教育・保育は、認定こども園、保育所（園）

※2：町または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

【確保の内容】

- ◆計画期間において、現状の認可保育所4か所、247名とすることにより受入れを確保します。

(3) 認定こども園及び保育所＋地域型保育（3号認定、0～2歳児）

【量の見込みの算出根拠】

- ◆平成29～31年度の実績は、人口比率と比較し、平均値20.7%でした。
- ◆児童数は減少する見込みであるが、今後も就労が促進されることを見込み、試算しました。

(単位:人)		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量の見込み	3号認定	109(18)	104(18)	108(18)	105(17)	104(17)
	町外受託	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)
	町外委託(3号内数)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)
	計	112(18)	107(18)	111(18)	108(17)	107(17)
② 確保方策	教育・保育※1	町内	90(11)	90(11)	90(11)	90(11)
		他市	7(2)	7(2)	7(2)	7(2)
	地域型保育		18(6)	18(6)	18(6)	18(6)
	認可外保育施設※2		0	0	0	0
	計		115(19)	115(19)	115(19)	115(19)
②-①		3(1)	8(1)	4(1)	7(2)	8(2)

表中()内は0歳児の内数。

※1:教育・保育は、認定こども園、保育所(園)

※2:町または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

【確保の内容】

- ◆計画期間において、現状の認可保育所4か所、247名とすること、及び小規模保育事業施設により、1・2歳児の受入れを確保します。

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業

子どもはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みの算出根拠】

◆平成 30 年度までは、子育て支援課窓口において、利用者支援事業の特定型として、子育てコンシェルジュを配置し、保育ニーズや保育の状況に応じた適切なサービスが利用できるよう、相談、情報提供、助言等の支援を行っていました。平成 31 年4月から利用者支援事業の母子保健型として子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な支援を行います。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

【確保の内容】

◆子育て世代包括支援センター（1 か所）で実施します。

（２）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆町では菅谷中学校区で1か所、玉ノ岡中学校区で1か所、計2か所で事業を計画しています。
- ◆平成27年度からの利用実績は、菅谷中学校区 嵐丸ひろば1箇所で行っています。
- ◆平成28～30年度の実績は、就学前児童1人当たりについて、年間で約10.71回でした。
- ◆児童数は減少する見込みであるが、今後も利用ニーズが増加することを見込み、計画の量を確保します。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人回)	6,629	6,350	6,018	5,933	5,751
確保方策(人回、か所)	6,629 2か所	6,350 2か所	6,018 2か所	5,933 2か所	5,751 2か所

【確保の内容】

- ◆計画期間においては、地域子育て支援拠点（2か所）で実施します。

（３）妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆平成30年度の実績は、妊婦届出数84件に対し、健診件数は84件（100%）となっています。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人)	89	87	85	84	82
確保方策	実施体制：県内の登録医療機関で実施				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆平成30年度の実績は、新生児数71人に対し、訪問件数は71件（100%）となっています。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人)	89	87	85	84	82
確保方策	実施体制:保健師3人、看護師3人 実施機関:子育て支援課				

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆平成30年度の実績は、訪問件数は18件となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を勘案し設定します。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人)	18	18	18	18	18
確保方策	実施体制:保健師3人 実施機関:子育て支援課				

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【量の見込みの算出根拠】

◆本町での実施実績はありません。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人日)	0	0	0	0	0
確保の内容	必要に応じて対応することとする。				

【確保の内容】

◆必要に応じて、近隣市町実施施設の情報提供を行います。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みの算出根拠】

◆平成30年度の利用実績は643人でした。対象児童は0歳～小学6年生までとなっています。

◆児童数は減少する見込みですが、今後も利用ニーズが増加することを見込み、計画量を維持します。

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人日)		403	394	384	377	370
確保方策(人日)	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	397	388	378	371	364
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	6	6	6	6	6
	子育て援助活動支援事業 (就学後)	必要に応じて対応することとする。				

【確保の内容】

- ◆今後も事業の周知や会員数の増加を図り、ニーズに対応します。

（８）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みの算出根拠】

①【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

- ◆平成28～30年度の対前年変化率の平均を乗じて量の見込みを算出しました。
- ◆対象児童数は0～5歳推計人口から2号3号認定児童数を除いた数としました。
- ◆児童数は減少する見込みですが、今後も利用ニーズが増加することを見込み、計画の量を維持します。

②【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

①【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人日)	1,900	1,880	1,840	1,800	1,760
確保方策(人日) 在園児対象型	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900

②【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人日)	1,370	1,310	1,240	1,220	1,190
確保方策(人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	1,400	1,400	1,400	1,400
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	20	20	20	20
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	—	—	—	—

【確保の内容】

- ◆計画期間においては、現状の私立保育所（1 か所、定員 12 名/日）で実施します。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆各園それぞれの、利用者の一番多い週の一日の平均利用者数の合計で利用実績を算出し量の見込みとします。
- ◆児童数は減少する見込みです。利用割合の実績により、量の見込みを推計しました。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人)	13	12	12	12	11
推計児童数(人)	619	593	562	554	537

【量の見込みと確保の内容】

- ◆計画期間においては、現状の認可保育所数（4か所）で実施します。

(10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆本町での病児保育事業の実施実績はありません。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人日)	—	—	—	—	—

【量の見込みと確保の内容】

- ◆必要に応じて、近隣市町実施施設の情報提供などを行います。
- ◆子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の中で、病児・病後児預かりとして対応する。

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みの算出根拠】

- ◆平成 29～31 年度の児童比率と比較し平均値を低学年 38.4%、高学年 18.2%で試算しました。
- ◆児童数は減少する見込みですが、今後も就労が促進されることを見込み、計画の量を確保します。

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み(人)	低学年	127	130	136	134	128
	高学年	68	65	63	61	63
	合計	195	195	199	195	191
②確保方策(人)		200	200	200	200	200

【確保の内容】

- ◆計画期間においては、現状の学童保育室数（4か所、定員 200 名）を維持することで受入れを確保します。

【小学校区毎の考え方】

学校区	か所数	定員
菅谷小学校区	2	100 名
志賀小学校区	1	60 名
七郷小学校区	1	40 名
合計	4	200 名

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

必要に応じ助成を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

必要に応じ実施を検討します。

第5章 次世代育成支援行動計画

※次世代育成支援行動計画の施策は、子ども・子育て支援事業と重複する分野があるため、それらは除きます。

1 基本目標と体系図

基本理念にもとづく基本目標を次の7つとします。

1. 地域における子育ての支援
2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
4. 子育てを支援する生活環境の整備
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進
6. 子ども等の安全の確保
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

<参考資料>

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正について

資料5

- 次世代育成支援対策推進法(以下「法」という。)に基づく「行動計画策定指針」(以下「指針」という。)については、2014年11月に告示し、2015年4月から適用。市町村及び都道府県については、この指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村等行動計画」という。)を策定することができることとされている。
- 法では、市町村等は、指針に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに市町村等行動計画を策定することができる。
- 指針では、市町村等は、前期計画に係る必要な見直しを2019年度までに行った上で2020年度から2024年度を期間とする後期計画を策定することが望ましいとされており、今後、市町村等が後期行動計画を策定するにあたり、2015年度以降の関連施策の動向の反映を中心に、指針の見直しを行う。
- なお、多くの市町村等で、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定されている。(1,504市区町村(96.8%)、37都道府県(78.7%)で一體的に策定。(平成30年4月1日現在、厚生労働省調べ))

<具体的な改正事項> ※ このほか、関係法令の改正等に伴う必要な改正(文言の整理)等を行う。

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知)の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- 平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追加
- 社会的養育の充実について、「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」(平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、策定する旨更新
- 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- 医療的ケア児に関する記載の追加
- 登下校防犯プラン(平成30年6月22日関係閣僚会議決定)や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策(令和元年6月18日関係閣僚会議決定)に関する記載の追加
- 住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実

1

次世代育成支援行動計画 体系図

1. 地域における子育ての支援

- ①地域における子育て支援サービスの充実
- ②保育サービスの充実
- ③子育て支援のネットワークづくり
- ④子どもの健全育成

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- ②「食育」の推進
- ③学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- ④小児医療の充実

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ①次代の親の育成
- ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③家庭や地域の教育力の向上
- ④子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4. 子育てを支援する生活環境の整備

- ①良質な住宅の確保
- ②良好な居住環境の確保
- ③安全な道路交通環境の整備

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ①多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
- ②仕事と子育ての両立の推進
- ③男女共同参画の推進

6. 子ども等の安全の確保

- ①子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ③子どもの権利擁護

7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③障害児施策の充実

2 施策の目標と施策の方向性

(1) 主な事業の状況

次世代育成支援行動計画（第2期前期）においては、特定事業以外に基本目標に沿ったそれぞれの事業を推進しています。

計画実績については、平成30年度の実績を基にしています。

基本目標1 地域における子育ての支援

① 地域における子育て支援サービスの充実

【事業一覧】

- ・放課後児童健全育成事業(※)
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ事業）(※)
- ・子育て短期支援事業（トワイライト事業）(※)
- ・乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育（施設型））(※)
- ・乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育（派遣型））(※)
- ・一時預かり事業(※)
- ・特定保育事業(※)
- ・預かり保育事業(※)
- ・育児支援家庭訪問事業(※)
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）(※)
- ・地域子育て支援センター事業(※)
- ・つどいの広場事業
- ・幼稚園等における教育相談・情報提供事業
- ・子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者への助言
- ・幼稚園の預かり保育事業の活用(※)

(※)事業については「子ども・子育て支援事業」による

つどいの広場事業

担当課	子育て支援課
事業内容	主に乳幼児(0歳から3歳)をもつ親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供できるよう、相談体制を充実し、地域での子育ての普及のための活動を実施します。
計画実績	子育て世代包括支援センターを活用し、つどいの広場事業として、子育て広場「レピ」を定期的に実施します。
目標指数 (令和6年度)	継続実施及び内容の充実に努めます。

幼稚園等における教育相談・情報提供事業

担当課	教育委員会事務局(教育総務担当)
事業内容	幼稚園が家庭や地域社会との連携を深め、地域の実態や保護者の要請などを踏まえ、子育て相談や情報提供事業等の子育て支援策を計画します。
計画実績	町内幼稚園 公立1か所 幼稚園における教育相談・情報提供事業については未実施です。
目標指数 (令和6年度)	公立幼稚園において、地域や家庭との連携による子育て相談や各種情報提供事業の実施に向けた検討を進めます。

子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者への助言

担当課	子育て支援課
事業内容	子育て支援課を窓口とし、地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、ケースマネジメント、利用援助等を実施します。
計画実績	子育て支援課を窓口とし、子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者支援を実施します。
目標指数 (令和6年度)	子育て支援課を窓口とし、事業内容の充実に努めます。

② 保育サービスの充実

【事業一覧】

- ・通常保育(※)
- ・延長保育(※)
- ・障害児保育(※)
- ・保育士の研修(※)
- ・保育所待機児童の解消(※)
- ・家庭保育室設置促進事業(※)
- ・特定保育事業・一時預かり事業の活用(※)
- ・潜在的保育需要の把握(※)

(※)事業については「子ども・子育て支援事業」による

③ 子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】

同じ子育てで家庭との交流がなく子育てサービスやイベントの情報が入ってこないなど、嵐山町における子育て家庭の孤立を防がなければなりません。

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービス情報を効果的・効率的に提供するなどのネットワークづくりを推進します。

【事業一覧】

- ・子育て支援ネットワークづくり

子育て支援ネットワークづくり	
担当課	子育て支援課
事業内容	子育て支援のネットワークを構成する行政、関係機関、子育て NPO、地域活動団体等が協働または連携し、地域の住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育て支援のネットワークを構築し、地域全体での子育て支援の推進を図ります。
計画実績	要保護児童対策地域協議会の実務者を構成員とした嵐山町子育て支援ネットワークを設置します。
目標指数 (令和6年度)	ネットワークの機能強化・連携強化を図ります。

④ 子どもの健全育成

【現状と課題】

遊ぶことは、子どもたちにとって大きな楽しみであり、遊びを通して新しい友だちができ、友だちとの遊びは仲間意識を育み、それが社会性の基礎ともなる重要なものです。

少子化や近所づきあいの希薄化が進む中、地域における、安心して過ごせる、子どもの居場所づくりが求められています。

子どもと保護者のために、身近な場所に安全で安心して遊べる場を提供します。設備を整備し、大人がそれを見守る体制づくりも検討します。

【事業一覧】

- ・ 児童館事業
- ・ 地域ぐるみでの子どもの体験・交流・居場所づくり
- ・ 子どもの体験活動の機会と場の拡大

児童館事業	
担当課	子育て支援課
事業内容	児童館とは、児童福祉法第 40 条に基づく児童厚生施設として、子どもに健全な遊びを提供して、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする施設です。地域児童の健全な発達を支援するための屋内外の地域活動の他、遠隔地でのキャンプなども行います。
計画実績	子育て支援の総合拠点として、既存の公共施設の有効活用により、つどいの広場事業や各種情報発信等の事業を実施することで、児童館事業の役割の補完を検討します。
目標指数 (令和6年度)	既存の公共施設等を活用した児童館事業の実施を検討します。

地域ぐるみでの子どもの体験・交流・居場所づくり

担当課	教育委員会事務局(生涯学習担当)
事業内容	少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とします。 通常活動をしているふれあい交流センターは、出入口にスロープが設置される等施設内はバリアフリー化されており、身障者に配慮した多目的トイレも整備されています。
計画実績	・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量は、連携型にて継続実施し、両者が参加しやすいプログラムを計画して行っています。 ・放課後子ども教室は年間31回開催の予定です。 ・連携開催に際しては、余裕教室等をはじめとする学校施設を積極的に活用すべく、学校関係者の理解を求め、信頼を得る策を講じていきます。 ・放課後児童クラブ担当の子育て支援課と、放課後子ども教室の担当の教育委員会事務局の連携の機会を設定し、事業検証や課題解決に向けて対応していきます。 ・現在全ての学童保育室において、19時まで開所時間の延長を実施しており、継続して行っています。 ・子どもの健全な育成を図る一助として、放課後子ども教室は放課後児童クラブと連携し、多様な体験・活動を展開し、子どもの豊かな情操を育むよう努めています。 ・ボランティアとして保護者や地域の人々、団体等を活用し、地域で子どもの成長を見守る機運を醸成し、子どもの社会性の向上及び地域への当活動の周知を図っていきます。
目標指数 (令和6年度)	継続実施及び内容の充実に努めます。

子どもの体験活動の機会と場の確保

担当課	まちづくり整備課
事業内容	子どもたちが事故無く楽しく公園で遊べるよう安全管理に努めます。 遊具の日常点検(年1回)、定期点検(年1回)、遊具の修繕(必要に応じ)、遊具の整備(必要に応じ)、園内の除草(児童遊園地については、地元の区で対応します。)を実施します。
計画実績	遊具設置公園 都市公園及びフィットネス(9箇所)、日常点検 年1回。都市公園の除草を実施します。
目標指数 (令和6年度)	今後も子どもたちが安心して遊べる場所にしていくために定期的に公園内の遊具等の点検を行ないます。

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

① 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

【現状と課題】

妊娠中や出産後に母親が精神的に不安定になることがあります。次世代育成支援行動計画の調査の中では、ほぼ半数の母親が経験されています。妊娠中よりも出産後に起こりやすい傾向が見られます。そのような時期に必要なサービスとして、赤ちゃんの育児相談や子育て中の人との交流などがあげられています。

すべての家庭で親子が健康で明るく、元気に生活できるよう地域住民に必要な母子保健サービスを適切に提供するため、母子保健計画を見直し本計画に位置付けます。

【事業一覧】

- ・母子保健計画との関係
- ・一貫した母子保健システムの構築
- ・訪問指導
- ・乳幼児健康診査
- ・乳幼児相談・育児学級等
- ・療育相談・支援
- ・母子健康手帳の交付・妊婦健康診査等
- ・予防接種
- ・必要な人材の確保
- ・知識の森 ブックスタート事業

母子保健計画との関係

担当課	子育て支援課
事業内容	次世代育成支援行動計画の母子保健関連部分に母子保健計画を組み込み継続実施します。
計画実績	次世代育成支援行動計画の中に組み込み実施しています。
目標指数 (令和6年度)	次世代育成支援行動計画に組み込み実施します。

一貫した母子保健システムの構築

一貫カルテにおいては、出生時作成から妊娠届時作成に変更し、妊娠時の状況把握を徹底します。また、転入児については転入届出時に転入以前の健診及び予防接種等の状況を把握し、今後の関わりに活かします。

コンピューターシステムによるデータ管理においては、妊婦健康診査のデータを追加して保健指導につなげ、さらに機能を充実していく必要があります。

担当課	子育て支援課
事業内容	全出生児一貫カルテを作成し、出生時から就学前までの健康診査・相談の記録を管理しています。また、コンピューターシステムにて全家庭のデータ管理も行っています。
計画実績	各種健診等のデータ入力を行いシステムの有効活用を図っています。 母子保健データ、予防接種データ、健康教室データ
目標指数 (令和6年度)	一貫カルテ・コンピューターシステムの機能充実、有効活用。

訪問指導

妊婦訪問: 妊娠をした方が、出産や育児に対する不安を解消し、相談しやすい体制を構築していくことを目的として平成26年度から初妊婦を中心に妊婦訪問を実施しています。

産婦・新生児訪問: 平成20年度より始まった「こんにちは赤ちゃん訪問事業」と併せて実施しています。全戸訪問を実施する中で、中々連絡がとりにくい人もおり、訪問時期が遅れる方もいますが、予防接種の始まる2か月までを目標として、早期に訪問することを心がけています。養育支援を必要とする家庭も増加しているため、きめ細やかな対応をするためのマンパワー確保が課題となります。

担当課	子育て支援課
事業内容	妊婦訪問: 初妊婦、その他必要な妊婦を対象に実施 産婦・新生児訪問: 第1子とその母を対象に実施。原則として保健師による全戸訪問を実施しています。 こんにちは赤ちゃん訪問: 第2子以降とその家庭を対象に実施。原則として看護師による全戸訪問をしています。 未熟児訪問: 産婦・新生児訪問と併せて実施。原則として町保健師が対応しています。
計画実績	妊婦訪問: 対象者 73 人 訪問 44 人 面接 9 人 電話 14 人 フォロー率 94.5%(訪問率 60.3%) こんにちは赤ちゃん訪問[児 実 73 件/73 件(訪問率 100%)、産婦 実 71 件/71 件(訪問率 100%)] 乳幼児フォロー訪問 延 221 件
目標指数 (令和6年度)	こんにちは赤ちゃん訪問 訪問率 100%

乳幼児健康診査

乳児健診: 出生届の際に必要な書類をファイルにまとめて「お誕生日セット」として配布し、その後の訪問、乳児健診、教室等を丁寧に説明しています。また、健診実施前に個別通知を実施しているため、4～5か月児健診、9～10か月児健診共に、受診率はほとんど9割を超えています。平成26年度からは、乳児健診待ち時間軽減のため、4～5か月児と9～10か月児の受付時間を分けて対応しています。

幼児健診: これまで3歳児健診は尿検査容器配布等のため、個別通知を実施していましたが、平成26年度より、1歳6か月児健診においても個別通知を実施することで、受診率の向上を目指しています。そのため、幼児健診においても、9割程度の受診率を推移しており、1歳6か月児健診においては、単語の数が増えていく時期ということもあり、平成25年度より言語聴覚士を配置して言葉の相談にあたっています。

すべての健診において、受診率の向上だけでなく、未受診者の把握に努めており、保育園・虐待部門の担当とも連携し、未把握者0を目標としています。

担当課	子育て支援課
事業内容	乳児健康診査は①4～5 か月児②9～10 か月児、幼児健康診査は③1 歳 6 か月児④3 歳児を対象とし、それぞれ年間9回ずつ実施。スタッフは受付・問診・計測・内科診察・相談に配置される事務・保健師・看護師・医師・栄養士のほか、月齢に合わせた内容に応じて各健診内に以下のスタッフが配置されます。 ①栄養士、補助者(離乳食試食) ②歯科衛生士(集団歯科教室)・栄養士(集団栄養教室) ③歯科医師(歯科検診)・歯科衛生士(個別歯科指導、フッ素塗布)・栄養士(集団栄養教室)、言語聴覚士(言語相談) ④歯科医師(歯科検診)・歯科衛生士(集団歯科教室、フッ素塗布)・栄養士、補助者(おやつ試食)
計画実績	4～5か月児健康診査{年9回 80人中80人 受診率100%} 9～10か月児健康診査{年9回 90人中89人 受診率98.9%} 1歳6か月児健康診査{年6回(奇数月) 94人中94人 受診率100%} 3歳児健康診査{年6回(偶数月) 111人中111人 受診率100%}
目標指数 (令和6年度)	未受診者の把握100%を目指し、ケースに応じて個別フォローを実施します。 各健康診査の実施回数は現状どおり、年間9回ずつ実施します。 乳児健診の受診率を毎年90%以上 幼児健診の受診率を毎年90%以上

乳幼児相談・育児学級等

乳幼児相談:乳児、幼児共に相談の参加者は年間 300 人程度となっており、計測や相談を希望する者が多い状況が続いています。相談の場としてだけでなく、同じ時期の子どもをもつ母親同士の交流の場としても定着しているようです。また、乳幼児健診後のフォローの場とする機能もあり、適切な保健指導等を相談内で今後も実施していくためには、従事者のマンパワー確保が必要といえます。

赤ちゃん教室:以前より4～5か月児健診時に離乳食の試食を実施し、離乳食開始から完了期までの説明を行ってきました。この試食の中で、「10 倍がゆ」や「おもゆ」などの説明を口頭で行っていましたが、母親自身、おかゆを作った経験が少なく、離乳食を作ることへの抵抗感が感じられました。また、乳幼児健診等場面において母親が乳児をどのように遊ばせたらいいのかわからない方が増えていました。こういった課題に対応するため、離乳食を開始する時期のお子さんとお母さんを対象とした赤ちゃん教室を平成 23 年度より実施しています。この教室では、手づくり離乳食とベビーフードを食べ比べてもらったり、ベビーマッサージや赤ちゃん体操を通して赤ちゃんとの接し方を実際に学んでもらっています。対象者の 7 割程度の方が参加してくれています。

プレママ・プレパパ教室:当初より内容の充実をはかってきていますが、妊娠期の就労者が増加したり、若い世代の女性(妊婦)が交流の場を求めていることも多く、参加者は低下の傾向にあります。今後は集団教育の場面だけでなく、個別への働きかけ等が必要になると考えられます。

歯科衛生:平成 23 年度より1歳6か月児健診と3歳児健診においてフッ素塗布を希望者に実施し、虫歯予防に力を入れています。

担当課	子育て支援課
事業内容	乳幼児相談:年 12 回実施(乳児 6 回、幼児 6 回)。スタッフは受付・計測・相談に、事務・看護師・保健師・栄養士配置。歯科衛生士年 2 回配置。 赤ちゃん教室:平成 23 年度より 4～5 か月児健診を終了した時期のお子さんと親を対象に赤ちゃん教室を実施、周知・PR 方法として、赤ちゃん訪問の際に、4～5 か月児健診→赤ちゃん教室→乳児相談→9～10 か月児健診と継続したプログラムが実施されることを詳しく説明します。 プレママ・プレパパ教室:年間 3 コース実施(1 コース 2 日間)し、父親も参加できるようにコース中、土曜日を設けています。また、教室の初回参加時にアンケートを回収し、参加者の疑問等に教室の中で対応していけるよう取り組んでいます。 歯科衛生:乳幼児相談における「歯科相談(年 4 回)」9～10 か月児健診・3 歳児健診における「集団衛生教育」、1 歳 6 か月児健診における「個別ブラッシング指導」を実施しています。

計画実績	乳幼児相談 年 12 回開催 就学前児対象 乳児相談を 6 回、幼児相談を 6 回開催 乳児 実 93 人延べ 181 人、幼児 実 104 人延べ 193 人参加 計 12 回開催 197 人延べ 374 人 プレママ・プレパパ教室 年 3 回開催(1 回 2 日間) 母親 25 人(初妊婦の参加率 48.3%) 父親 18 人(初妊婦の夫の参加率 41.4%)参加 延べ母親 33 人、延べ父親 18 人参加 1歳6か月児健診(年 6 回奇数月) 虫歯ありの児:0% 1 人平均虫歯数:0 本 3歳児健診(年 6 回偶数月) 虫歯ありの児:13.6% 1 人平均虫歯数:0.37 本 赤ちゃん教室 5～7か月児対象(年 10 回開催) 参加者 78 組 参加率 90.7% 第1子参加者 39 組 参加率 100%
目標指数 (令和 6 年度)	・「乳幼児相談」継続実施・「赤ちゃん教室」回数:年 6 回 1 回あたりの参加率:第 1 子について 8 割 ・「プレママ・プレパパ教室」回数:年 3 クール(1 クール 2 日間) 人数:初妊婦の 50%(母親)、40%(父親) ・「1 歳 6 か月児健診」虫歯ありの児:0% 一人平均虫歯数:0 本 ・「3 歳児健診」虫歯ありの児:10% 一人平均虫歯数:0.3 本

療育相談・支援

療育事業を展開する中で、発育発達の遅れは疾病・障害だけでなく、個人差の幅や育児環境など一つの要因と考えられてきました。乳幼児健康診査等で早期に発見し支援することにより、児の発育発達を促すと共に家族の不安を軽減し、よりよい育児環境をつくることが期待されます。

この事業は母子保健の分野にとどまらず、関係機関との連携が重要となっています。諸手当や就学相談に関しては子育て支援課と、外部の機関では、保育所・医療機関等と連携を図っています。今後は、幼稚園・学校（特別支援学校も含む）とも連携を図り、継続性のある支援を行う必要があると思われます。

担当課	子育て支援課
事業内容	・すくすく相談 心身の発育発達に遅れのある児に対して、言語聴覚士・理学療法士による相談指導を行い、児のよりよい成長発達を支援することを目的として実施。 ・おやこ教室 就園前の、1歳6か月から2歳0か月のお子さんを対象とした教室として平成25年度よりリニューアルして教室を実施している。小集団での遊びを通して児の発達を促すと共に、同様の悩みを持つ親同士の交流・専門スタッフの指導等により不安の軽減を図ることを目的としています。スタッフは、指導員、保健師、栄養士等。
計画実績	おやこ教室 発育発達に遅れのある児とその親、育児支援が必要な親子 年22回実施 対象30人 親延べ284人 子延べ284人 合計568人 すくすく相談 発育発達に遅れのある児の言語、運動発達を促す助言を必要とする児 ことばの相談 年21回 延べ84人参加 運動機能の相談 年12回 延べ43人参加
目標指数 (令和6年度)	継続実施

母子健康手帳の交付・妊婦健康診査等

母子手帳交付の際に、妊娠～出産～育児期にかけての必要なサービスをまとめた「マタニティセット」を配布しています。また、セットとは別に調査票を使った面接を実施することで、各々の妊婦さんのニーズに合わせた支援を実施しています。

妊婦健康診査：平成20年度からは、各種検査とともに公費負担による健康診査回数が増やされました。今後も母子の健康増進・経済面の負担軽減にも貢献していきます。

担当課	子育て支援課
事業内容	母子健康手帳の交付：妊産婦及び乳幼児の保健指導の基礎資料となるものであり、妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくものとして、妊娠届時に交付するとともに、全ての妊婦との面談を重視しています。 妊婦健康診査：妊婦一般健康診査 14 回の他、子宮頸がん検査等 8 種の検査を医療機関に委託しています。 子宮頸がん検査：原則として初期に1回医療機関委託で実施しています。（平成 20 年度より追加）
計画実績	妊婦健康診査時に保健指導の有無を把握し実施 妊娠届出数：83 件 妊婦健康診査受診状況（平成 30 年度） 妊婦一般健康診査： 1回目 82 件、2回目 77 件、3回目 74 件、4回目 74 件、 5回目 75 件、6回目 74 件、7回目 77 件、8回目 70 件、 9回目 65 件、10 回目 64 件、11 回目 57 件、12 回目 55 件、 13 回目 48 件、14 回目 30 件、延べ 922 件 子宮頸がん検査：82 件 HTLV-1 検査：84 件 妊婦HIV抗体検査：82 件 クラミジア検査：84 件 超音波検査：267 件 HBs検査：82 件 B群溶血性連鎖球菌検査：64 件 HCV 検査：82 件
目標指数 （令和 6 年度）	母子健康手帳交付時や妊婦健康診査にて、保健指導を要する者を把握し、継続支援します。

予防接種

乳児期に受けるワクチンの種類が増え、生後2か月から接種を開始する必要があるため、妊婦訪問や赤ちゃん訪問等で受け方の説明をし、生後2か月時の電話相談で予約が済んでいるかの確認をしています。

また各種健診・相談等の機会に接種を促しており、高い接種率を維持しています。

今後の対策としては、教育委員会や学校養護教諭との連携によって調整・把握し、案内していきます。また、未接種者には個別で通知をおこない、接種を促していきます。

担当課	子育て支援課
事業内容	感染症の発生を予防する目的で実施。 乳幼児の予防接種は、定期接種について、埼玉県予防接種相互乗り入れに参加し、県内の契約医療機関において通年個別を実施しています。 日本脳炎は、平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれを対象に特例接種を実施しています。 学童の予防接種は、小学6年生の2種混合予防接種で、個別接種で実施しています。 麻しん風しんは、Ⅰ期(1歳児)、Ⅱ期(就学前)で実施しています。
計画実績	接種状況 ・Hib(1期初回接種:対象者 89 人 接種者 86 人 接種率 96.6%)(1期追加接種:対象者 97 人 接種者 94 人 接種率 96.9%) ・小児用肺炎球菌(1期初回接種:対象者 89 人 接種者 86 人 接種率 96.6%)(1期追加接種:対象者 97 人 接種者 94 人 接種率 96.9%) ・4種混合(初回接種:対象者 88 人 接種者 88 人 接種率 100%)(追加接種:対象者 102 人 接種者 102 人 接種率 100%) ・BCG(1回接種:対象者 93 人 接種者 89 人 接種率 95.7%) ・麻しん風しん 1 期(1回接種:対象者 98 人 接種者 96 人 接種率 98%) ・麻しん風しん 2 期(1回接種:対象者 107 人 接種者 101 人 接種率 94.4%) ・2種混合(1回接種:対象者 132 人 接種者 122 人 接種率 92.4%) ・日本脳炎(1期初回接種:対象者 121 人 接種者 122 人 接種率 100.8%)(1期追加接種:対象者 123 人 接種者 145 人 接種率 117.9%)(2期接種:対象者 127 人 接種者 151 人 接種率 118.9%) ・水痘(2回接種:対象者 98 人 接種者 97 人 接種率 99%)
目標指数 (令和6年度)	(標準的な接種年齢内での目標接種率) ・Hib ・小児用肺炎球菌・不活化ポリオ、4種混合・BCG ・麻しん風しん 1 期、2 期・2種混合・日本脳炎 100%(未接種者の把握) 1 就学時健診 調査票による把握・案内 2 転入者の接種状況把握 3 乳幼児健診、乳幼児相談等で接種状況を把握し、未接種者へ勧奨を行う。

必要な人材の確保

子育て世代包括支援センターの開設に伴い、妊娠・出産期からの丁寧な関わりをするようになったことで対象者のニーズに適応した支援が可能となってきました。このことにより潜在的なニーズが浮き彫りとなり、面接や訪問回数・時間は何倍にも増えています。

また、支援をしていく中で、育児をしていく上での心理的な課題等に対応すべく、現在実施している事業の見直しや新たな事業の構築も重要な課題です。平成30年度からは支援を必要とするお子さんのいる保護者同士の交流を考え、「カンガルー教室」を始めました。同じ悩みを持つ親同士が話をすることで心理的課題にアプローチすることが目的です。

このように丁寧な関りを続けることで保護者の信頼関係は構築されつつありますが、マンパワーの不足が大きな課題となっています。

担当課	子育て支援課
事業内容	訪問指導・健康診査・健康相談・健康教育等母子保健事業を通して、養育者の育児不安・負担の軽減に努めます。
計画実績	・カンガルー教室:3回 21人 ・保健師4名、管理栄養士1名、訪問時間(293時間 274件)、面接時間(181時間 191件)、電話時間(201時間 579件) 乳幼児健診・相談日について必要に応じて在宅保健師、看護師の雇い上げで対応します。
目標指数 (令和6年度)	保健師等必要数 保健師4名 管理栄養士1名

知識の森 童ごこち事業(旧ブックスタート事業)

赤ちゃんは、テレビのような一方的な情報の氾濫でなく、最も信頼する保護者の声、動作を見聞きすることで、生活に必要な言語を獲得し、思考し、意思を言葉で表現することへと結びつけていくといわれています。言葉で感情を表現できるということは、成長の過程で無為な暴力を使うことなく、怒りや悲しみを表せることへと発展し、ひいてはキレる子どもを減らすことにつながると考えられます。また、核家族化が進み、保護者の育児ノイローゼや虐待が増える中、少ない時間でも絵本に触れ、赤ちゃんや保護者に心の温まるやさしい時間を過ごしてもらうことは、双方に大きな効果を期待できると考えられます。

さらに、将来のよき図書館利用者育成も視野に入れ、乳幼児サービスの活性化を図ります。

担当課	教育委員会事務局(生涯学習担当)
事業内容	赤ちゃんや保護者が絵本を通して、あたたかく楽しい時間を過ごすことを提案、支援します。 嵐山町在住の乳幼児を対象とし、4～5か月児健診の場で、保護者への説明、赤ちゃんへの読み聞かせを実施します。 きっかけ作りとして絵本2冊、図書館オリジナルバック、赤ちゃん向け絵本リスト等を配布します。
計画実績	4～5か月健診時(年9回)に保護者への趣旨説明、赤ちゃんへの読み聞かせの実施。絵本、図書館バッグ、赤ちゃん絵本など、無料配布します。健診欠席者へは引換券(はがき)を送付し、図書館へ取りに来てもらいます。
目標指数 (令和6年度)	今後も同様の機会を創り出していくと共に、現状を維持し実施します。

② 「食育」の推進

【現状と課題】

乳幼児や児童を子育て中の保護者にとって、子どもの健康は大きな関心事です。朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の問題は、幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣が定着していないことに起因することが考えられています。

次世代育成支援行動計画の調査によると、離乳食の時期を除くほとんどの子どもが毎日朝食をとっています。

【事業一覧】

- ・ 埼玉の食文化の伝承
- ・ 妊娠期からの食育の推進
- ・ 食育の推進について

埼玉の食文化の伝承

地域の食材を地域で消費することを目指していますが、ハウス栽培ではないので旬のものは旬の時期に取り入れるため収穫時期が短期間であり、安定的な供給が困難となっています。小児期における肥満の増加や思春期やせの発現、幼児期からの朝食の欠食孤食など食生活や食習慣の乱れが与える問題は、子どもの心身の健康的な発育・発達に影響を与えていると考えられます。

このため、子どもが暮らす環境において、「食」に関わる、家庭、生産者、保育、教育機関、行政が連携した取組が必要です。特に体験を通じた学習の機会や、親子・世代間の交流から「食」を学ぶことも必要です。規則正しい生活を送り、健やかな体を作るため、規則正しい食生活が身に付くよう啓蒙活動を推進します。

担当課	教育委員会事務局（教育総務担当）
事業内容	おいしく楽しく、栄養バランスのとれた食生活の実現と、地域産物を十分に活用しつつ、安心できる食環境の実現を目指すとともに、埼玉らしい食生活を次世代に伝えていきます。
計画実績	食事の重要性、食事の喜び、楽しさなど、食に関する指導は学校給食を中心として実施されています。特に年間を通じて新鮮で安全な地元の農産物（米・野菜）を活用しており、毎年11月の彩の国学校給食月間のもと、けんちん汁、すいとん、及びほうとうなどの郷土食の伝統教育も行っています。また、各小学校の5年生の児童が、総合的な学習の時間に、農業体験による米作りをして、その生産物を学校給食に取り入れ、生産収穫の喜びも実体験をまじえて味わえる取組をしています。
目標指数 （令和6年度）	体験的な学習、健康教育の充実。 児童生徒1人1人が正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通じて自らの健康管理ができるようにすること。 楽しい食事や給食活動を通じて豊かな心を育成し、社会性を涵養すること。

埼玉の食文化の伝承

埼玉の食文化の伝承については、栄養ではなく「食」としての視点から、地域産物を含めた食物の流通、食事のプロセスについて学ぶこと、それにより、子どもたち自身の食を営む力を育てることが必要だと考えられます。今後も広報誌などを通じて、嵐山町の食文化を伝えるとともに食への関心を高めるための普及啓発を行います。

食文化の伝承を地域ぐるみで取り組んでいくためには、食育の推進と同様、味の会のようなボランティアグループや各機関（保育所、幼稚園、学校、地域）との連携が必要であると考えられます。より多くの人に周知できること、地域農産物の消費にもつながることから、JA 埼玉中央嵐山直売所にて「嵐山の味メニュー」の料理カードを配布しています。直売所は町外・県外からの利用者も多く、広く普及することが期待できます。

担当課	健康いきいき課
事業内容	広報誌に「嵐山の味メニュー」を掲載。栄養・食生活に関心のある町民の方の協力により、郷土食や行事食、地域の農産物を利用したメニューを紹介しています。料理カードにしたものを JA 埼玉中央嵐山農産物直売所にて配布します。
計画実績	「嵐山の味メニュー」を広報誌に年 3 回掲載。料理カード配布数 300 枚
目標指数 (令和 6 年度)	広報誌への掲載 年 3 回

埼玉の食文化の伝承

今後、町として取り組む農業生産の方向性については、直売所向け野菜の作付け強化と生産履歴の分かる生産、減農薬減化学肥料栽培の農産物コーナーを設け内容の充実と、消費者に生産者の顔が見える安心安全農作物の生産・供給体制の整備を通し、身土不二の活動をより一層充実して展開していきます。また遊休農地等を利用して、都市住民の人たちが農業者とふれあい自ら農産物の生産に取り組めるような農園作りと観光農園の整備を図ります。

担当課	農政課・教育委員会事務局（教育総務担当）
事業内容	おいしく楽しく、栄養バランスのとれた食生活の実現と、地域産物を十分に活用しつつ、安心できる食環境の実現を目指すとともに、埼玉らしい食生活を次世代に伝えていくことを図ります。 減農薬・減化学肥料栽培による特別栽培農産物の生産。安全・安心で生産者の顔の見える農産物を農産物直売所や学校給食を通じて提供・供給いたします。 また、小学 5 年生を対象とした農業体験学習を通じて、農業とは日常生活していくために必要不可欠な食料の生産を担う極めて重要な産業であることを再認識してもらうため、農業体験学習の実施をします。
計画実績	特別栽培農産物 13 件 各小学校（3 校）の 5 年生における農業体験学習（田植え、稲刈り） 市民農園、観光農園の利用の推進 直売所売上 310,040,000 円（H31.3 月末） 学校給食への野菜の供給 22 品目 町学校ファーム推進協議会設置（H22 年度） 町内小中学校ファーム開設（小学校 3 校・中学校 2 校）

目標指数 (令和6年度)	特別栽培農産物 20 件 小学校(5 年生)における農業体験学習 市民農園、観光農園の利用の推進 直売所売上 320,000 千円 学校給食への野菜の供給 15 品目
-----------------	---

妊娠期からの食育の推進

妊娠期の食育の推進については、妊娠が今までの食生活を見直す契機になること、さらに乳幼児期の食生活は養育者の影響を大きく受けていることから、生活リズムを含めたバランスのよい食生活について、働きかけを行う必要があるといえます。

体重管理や貧血など身体的なものに加えて朝食を摂取しない、食事をあまり作らないなど、生活面での問題も多様化してきています。

母子健康手帳交付時を活用し、妊娠に必要な食生活の情報提供を行っていく必要があります。

担当課	子育て支援課
事業内容	母子健康手帳交付時に朝食に関するアンケートを実施し、朝食摂取状況等、実態把握を行っています。その結果等をふまえながら、「マタニティセット」に栄養のワンポイントアドバイス、レシピを掲載し、配布しています。
計画実績	プレママプレパパ教室の開催 2 日間で 3 回開催(6、10、2 月) 実人数母 25 人、父 18 人参加 個別栄養相談数 6 人(実施率 19.0%:初妊婦に占める割合) 朝食を毎日食べる人の割合 81.2%
目標指数 (令和6年度)	1. 主食とおかず(主菜と副菜または具の多い汁物)のそろった食事の大切さを普及します。 2. 妊婦やその配偶者に対して、生活リズムの重要性を普及します。 3. 朝食を食べない人をなくします。

食育の推進について

食育の推進については、子どものころから将来にわたって健康な生活を送るための「食を営む力」を育てること、また食物の生産や流通、食の情報提供など食環境の整備を行う必要があると考えられます。

乳幼児期においても朝食を食べない、起床・就寝時間が遅いなどの生活リズムの乱れがみられています。

今後も引き続き、健診・相談・教室等を通して望ましい食習慣が形成されるよう働きかけを行っていくとともに、特に生活リズムが確立されていく離乳期から幼児期にかけて、健診時の集団栄養教室・個別相談の充実を図ります。

親子クッキングについては、作る楽しさを体験することで食べることへの関心を持ち、食べ物の働きや料理の組み合わせを学ぶ場となっています。

食べることは家庭だけではなく、保育所、幼稚園、学校、地域など様々な環境の中で行われています。今後はこのような機関と連携し、食育の推進をしていく必要があるといえます。

担当課	子育て支援課
事業内容	母子健康手帳交付時に朝食に関するアンケートを実施し、朝食摂取状況等、実態把握を行っています。その結果等をふまえながら、「マタニティセット」に栄養のワンポイントアドバイス、レシピを掲載し、配布しています。
計画実績	親子クッキング講座 2 回開催(12 月)延べ親 28 人、子ども 36 人参加 プレママ・プレパパ教室 2 日間で 3 回開催(6、10、2 月) 延べ母親 33 人父親 18 人 赤ちゃん教室 年 10 回 78 組参加 4～5か月児健診時離乳食教室 年 9 回 80 人参加 9～10か月児健診時栄養教室 年 9 回 89 人参加 1歳6か月児健診時栄養教室 年 6 回 94 人参加 3歳児健診時おやつ教室において実施 年 6 回 111 人参加 朝食を毎日食べる3歳児の割合 91.3%
目標指数 (令和6年度)	1. 朝食を毎日食べる 3 歳児を増やします。 2. 主食とおかず(主菜と副菜または具の多い汁物)のそろった朝食を食べる 3 歳児を増やします。 3. 決まった時間に食べる子どもを増やします。 4. 食事が楽しみな子どもを増やします。 朝食を毎日食べる 3 歳児の割合 95% 主食とおかずのそろった朝食をたべる 3 歳児の割合 40% 5. 親子クッキングの開催 年 2 回、1 回あたりの参加者数:30 人(15 組)

③ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

【現状と課題】

現在、性教育については、小・中学校においてカリキュラムを組み段階的な教育を行っています。また、喫煙については、中学生を対象に本人への健康被害だけではなく、受動喫煙による周囲への健康影響についても教育・啓蒙を行っています。

思春期は心身両面の成長が完成に向かう時期であるとともに将来への不安などにも敏感になる時期であることを踏まえて相談事業の充実も図ります。

【事業一覧】

- ・地域保健と学校保健の連携による健康教育の実施
- ・喫煙対策
- ・子どもと心の健康支援

地域保健と学校保健の連携による健康教育の実施

学校における性教育・防煙教育など健康教育の実態を把握し、地域保健と学校保健の連携システムや役割分担などについて検討いたします。

担当課	教育委員会事務局(教育総務担当)・健康いきいき課
事業内容	保健所、教育委員会と連携し、思春期の子どもたちの性教育、喫煙防止教育等の健康教育の実施します。 ・性教育に関しては、性教育全体計画、年間指導計画を立て、主に理科、保健、道徳、学級活動(特別活動)の時間に指導します。 ・学校保健委員会の時に、学校薬剤師から薬物乱用防止教育・防煙教育に関する指導を受けます。 ・小中学校とも、学校薬剤師等の外部指導者を招いて薬物乱用防止、喫煙防止についての授業を行います。
計画実績	薬物乱用防止教室、飲酒・喫煙防止教室の実施小中学校とも、学校薬剤師や保護司を外部指導者として招き、授業を行いました。授業の様子を便り等で家庭にも知らせ、家庭への啓発を図っています。 教育課程における性教育の適切な位置づけ 全体計画、年間指導計画により組織的・計画的な実施がなされています。
目標指数 (令和6年度)	思春期の子どもたちの性教育、防煙教育等の健康教育にかかる施策を実施します。

喫煙対策

喫煙は、3大生活習慣病「がん、脳卒中、心疾患」のリスクファクターであり、禁煙すればこうした疾病のリスクが減ることが明らかになっています。しかしながら、未成年で喫煙を開始すると、成人になってから喫煙を開始した場合に比較して、肺がんなどにかかるリスクが高まり、かつ禁煙しにくくなると言われています。さらに、受動喫煙が及ぼす健康影響について、公共の場での対策は法律に基づき進みつつありますが、家庭における受動喫煙による子どもや妊婦への健康影響が懸念されています。

以上の理由から、思春期保健対策として、未成年、特に若い女性への喫煙防止教育を推進し、喫煙・受動喫煙が及ぼす健康影響について、広く啓発していく必要があります。

担当課	子育て支援課・教育委員会事務局(教育総務担当)
事業内容	未成年や妊産婦の喫煙・受動喫煙による健康影響を防止するために必要な施策を講じ実施します。 小・中学校の取組としては、薬物乱用防止教室を開催し、喫煙・受動喫煙による健康影響等について学習します。
計画実績	小・中学校では、教育課程に基づいた教育活動を実施します。 プレママ・プレパパ教室(年3回実施)時に、妊娠中の健康管理について喫煙防止を呼びかけています。(子育て支援課)
目標指数 (令和6年度)	継続実施

④ 小児医療の充実

【現状と課題】

現在、本町には小児専門診療所が1か所、小児標榜診療所が2か所ありますが、緊急時や休日の対応など、保護者のニーズにさらに応えられるような体制の整備は必要であると思われます。

小児救急医療体制の整備は、安心して子どもを生み健やかに育てるための重要な子育てサービスであるという認識のもと、関係機関と連携し、早期実現に向け検討を進めます。

【事業一覧】

- ・小児医療の充実
- ・乳幼児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者(児)に対する医療費支給事業の促進

小児医療の充実

かかりつけ医を持つことは、日常の健康管理のアドバイスをもらえるだけでなく、普段から把握されている家族員の緊急時には素早い対応や、適切な医療への紹介も可能となります。予防接種の個別接種医療機関との連携で全ての方がかかりつけ医を持つよう指導をおこない、疾病の早期発見、受診・治療体制の確保を支援しています。平成16年度以降、下記の救急医療体制が開始されましたが、限定された時間内での体制となっている現状です。休日昼夜を問わず必要かつ適切な医療を受けることができるように、近隣の市町村や比企医師会、県と連携して体制の充実・強化を図っていく必要があります。

歯科診療所においては、口腔衛生を推進するうえでも健診時の指導とあわせて推進を行い、近隣の市町村や比企歯科医師会と連携し、現在の休日歯科診療所の体制を含めた歯科診療体制の確立が必要と思われます。

担当課	子育て支援課
事業内容	初期救急： 休日夜間急患診療所（東松山医師会病院）……平日夜間、休日 こども夜間救急センター〔東松山医師会病院〕…平日夜間 在宅当番医制（比企医師会）……………平日昼間 休日歯科診療所（比企歯科医師会）……………休日午前 小児救急電話相談（埼玉県）……………平日夜間、休日 第2次救急： 比企管内において、6箇所の医療機関が輪番制で実施しています。
計画実績	小児専門診療所 1 か所 小児標榜診療所 2 か所 内科標榜診療所 5 か所 歯科診療所 8 か所 こども夜間救急センター（東松山医師会病院内）…17 件
目標指数 （令和6年度）	休日昼夜を問わずに受療できる体制を、医師会と協議しながら整備していきます。

乳幼児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者（児）に対する医療費支給事業の促進

子育て家庭等における経済的負担を軽減し、子どもを安心して産み育てられる環境を整備するため、乳幼児及び児童、ひとり親家庭等または重度心身障害者（児）に対する医療費支給事業です。

担当課	子育て支援課・健康いきいき課
事業内容	子育て家庭等における経済的負担を軽減し、子どもを安心して産み育てられる環境を整備するため、乳幼児及び児童、ひとり親家庭等または重度心身障害者（児）に対する医療費支給事業を実施します。 医療費支給事業を継続して実施します。
計画実績	こども医療支給事業（中学校 3 年生まで）、ひとり親家庭等医療費支給事業、重度心身障害者（児）医療費支給事業を継続して実施します。
目標指数 （令和6年度）	乳幼児及び児童の医療費支給事業の現物給付（窓口払いの廃止）を継続して実施します。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

① 次代の親の育成

【現状と課題】

子どもは将来の地域社会を担う人材です。豊かな心を持ち自立した大人になるために家庭内のしつけや教育だけでなく地域の教育環境整備などの支援が必要です。

保護者の4割弱は、家庭では子どもに命の大切さを教えるための工夫をされています。

子どもたちに将来このまちで育ってよかったと思われるような体験の機会を提供します。

【事業一覧】

- ・子どもの体験活動の機会と場の拡大

子どもの体験活動の機会と場の拡大	
担当課	環境課・教育委員会事務局(教育総務担当)
事業内容	自然豊かなまちづくりと自然保護思想の啓発、多様な生物の生息環境の保全に寄与します。 ホタル自然観察会(7月実施)、オオムラサキ親子自然観察会(7月実施)、オオムラサキ越冬幼虫調査(12月実施)、等の体験・学習機会を提供します。
計画実績	・ホタル自然観察会 NPO 自然の会・オオムラサキの主催で町が後援します。年1回実施。合計51人参加 ・オオムラサキの親子自然観察会 NPO 自然の会・オオムラサキの主催で町が後援します。年1回実施。合計23人参加。 ・オオムラサキ越冬幼虫調査 町立小学校(菅谷小3年、志賀小3年、七郷小3年)の3校が主体で、町並びに NPO 自然の会・オオムラサキが協力して実施します。各校1回。合計117人の児童が参加。
目標指数 (令和6年度)	NPO 自然の会・オオムラサキのボランティア活動を推進し、同会が主体となって実施、または支援活動を行う次の自然観察会等のサポートをしていきます。 ・ホタル自然観察会 年1回実施(一般参加者が対象) ・オオムラサキ親子自然観察会 年1回実施(一般参加者が対象) ・オオムラサキ越冬幼虫調査 町立小学校3校 各年1回 (3年生の学年児童全員が対象) また、観察会等の現場となるオオムラサキの森や蝶の里公園、ホタルの里などにおける生物の生息環境の整備を計画的に実施し、維持・管理することで、参加者の観察機会が増えるよう努めます。

	・ホタル自然観察会 年1回実施(一般参加者が対象) ・オオムラサキ親子自然観察会 年1回実施(一般参加者が対象) ・オオムラサキ越冬幼虫調査 町立小学校3校 各年1回(3年生の学年全員が対象)
--	--

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【現状と課題】

学校などの教育機関では、地域に根ざした特色のある教育が提供できることを課題として取り組んでいきます。次代の担い手である子どもが、すくすくと個性豊かに成長し現代社会の中で主体的に生きていくことができるように、幼稚園・保育所と小学校との連携の推進、信頼される学校づくりなどの取組みを推進します。

幼稚園、保育所、小学校、中学校の垣根を取り払い、連携することで地域の幼児・児童教育の向上を図ります。

【事業一覧】

- ・ 道德教育の推進
- ・ 健康教育の推進
- ・ 幼稚園や保育所と小学校との連携

道德教育の推進

児童生徒に規律ある態度、豊かな心を育成するためには、学校における道德教育の充実とともに、学校・家庭・地域において一貫した指導がなされることが重要です。

学校が道德の授業公開や道德に関する説明を保護者や地域の方々へ積極的に行い、理解と協力を求めて、一体となった道德教育の一層の充実を図ります。

担当課	教育委員会事務局(教育総務担当)
事業内容	「規律ある態度」達成目標を基に、学校、家庭を含めた県民が一体となって、一貫した取組を展開します。 また、家庭や地域の方々に[特別の教科 道德]を核とした道德教育の理解を積極的に促し、内容の共有化を進め、地域ぐるみの道德教育を展開します。 ・道德の全体計画の作成と有効活用 ・副読本や心のノートの有効活用と指導資料の開発 ・道德の時間の授業時間数の確保 ・教育に関する3つの達成目標に示された「規律ある態度」についての教育課程への位置づけ ・学校と家庭、地域社会との連携 (学校だよりの配布、道德の授業公開等の中で協力を依頼し連携をとっています。)

計画実績	学校授業で実施
目標指数 (令和6年度)	身についた道徳性や規律ある態度などが実際に生きてはたらくように、実践力を高める教育を推進します。

健康教育の推進

児童生徒の心身の健康問題解決のために、実状に即した研修会を開催するなど、健康相談活動の充実を図ります。また、児童生徒の心身の健康問題解決のために、学校内における組織的な対応や学校外の関係機関等との連携に努めます。

担当課	教育委員会事務局(教育総務担当)
事業内容	各学校のニーズを踏まえ、市町村において、健康相談活動(児童生徒の心身の健康を心と体の両面から支援する)の充実を図ります。 各学校においては、養護教諭が中心となり、児童生徒の心と体への両面から対応する健康相談活動を実施しています。また、県では、県内全養護教諭を対象とした健康相談活動研修会を実施し、講義や演習を通して、理解を深めています。
計画実績	各学校で実施
目標指数 (令和6年度)	よりよい生活習慣作りのため、学校、家庭、地域社会がより一層連携を深め、「自ら課題をもち自分らしさを出して、主体的に生きようとする児童生徒」を育てる教育を実践します。

幼稚園や保育所と小学校との連携

担当課	教育委員会事務局(教育総務担当)
事業内容	幼稚園の教育と保育所の保育が連携することによって、相互にその質を高め、就学前児童の保育・教育の向上を図っていきます。相互理解を深め、連携事業及び合同研修等の検討を進めます。 幼稚園余裕教室の転用に限定せず、広く幼・保連携を図ります。研修や合同活動(合同保育)など幼稚園と保育所の連携施策を計画します。 幼稚園及び保育所は、子育て支援施設として、極めて重要な役割を果たしています。 就学相談及び学校教育相談の充実。 幼児教育研究協議会での幼稚園、保育所、小学校との連絡調整。
計画実績	・嵐山町幼児教育研究協議会の開催 ・就学相談及び学校教育相談の実施(毎週金曜日) ・小学校と町内幼稚園、保育所との交流 小学校1年生の授業参観、情報交換会(6月) 年長児の保育参観、情報交換会(町内幼稚園1園、保育所4園、2.3月)
目標指数 (令和6年度)	幼・保連携のあり方、研修や合同活動などの実施について検討します。

③ 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

子どもたちが地域社会の中で共通の目標に向かって自ら学び工夫し、主体的に判断するなどの活動を通して豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高め、問題解決能力やたくましく生きる力を育くめるように支援します。

また、家庭内での喫煙や飲酒の影響についての啓発を推進します。

【事業一覧】

- ・妊産婦の喫煙・飲酒防止対策
- ・緑の少年団活動の推進

妊産婦の喫煙・飲酒防止対策

担当課	子育て支援課
事業内容	母子手帳と妊娠期の栄養や生活に関するリーフレット、今後の流れなどをセットしたマタニティセット配布時に保健師による面接をしています。それにより、ここに合わせた保健指導がより可能になりました。引き続き、プレママ・プレパパ教室以外でもここに合わせた指導を目指します。プレママ・プレパパ教室にて妊婦の喫煙・家族の喫煙による受動喫煙及び妊婦の飲酒による健康影響について啓発しています。また、母子手帳交付時の面接にて必要時対応を行っています。
計画実績	年3回、プレママ・プレパパ教室において実施。
目標指数 (令和6年度)	年3回以上の実施。

緑の少年団活動の推進

担当課	環境課
事業内容	自然の中で様々な体験活動を行い、その中で自ら判断できる能力、協働で取り組むことの大切さを養う機会を提供できる、緑の少年団活動の推進に努めます。 町内の小学生とその関係者、指導者により活動する緑の少年団に対し、その活動の場の提供に努めます。
計画実績	年間を通して、町有地の自然保護地での活動を実施。
目標指数 (令和6年度)	現在活動している緑の少年団に対し、活動の場を引き続き提供し、その活動内容のPR、補助金の交付等を実施します。

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状と課題】

子どもの携帯電話の利用の拡大に伴って、「ネット上のいじめ」や有害サイトを通じて子どもが犯罪に巻き込まれる危険性が、社会的に大きな問題となっています。子どもを取り巻く環境が著しく変化していく中、メディア・リテラシーの教育、フィルタリングの対策等、有害環境対策を推進します。

【事業一覧】

- ・受動喫煙防止対策の推進
- ・メディア・リテラシーの育成

受動喫煙防止対策の推進

担当課	施設管理関係部署
事業内容	妊産婦の(受動)喫煙による本人及び胎児・乳幼児への健康影響を防止するために必要な喫煙対策を推進します。
計画実績	役場庁舎、健康増進センターをはじめとする町内の公共施設において、健康増進法の規定に基づき敷地内禁煙としています。
目標指数 (令和6年度)	継続実施

メディア・リテラシーの育成

担当課	教育委員会事務局(教育総務担当)
事業内容	情報化社会が進展する中、性表現や暴力、残虐表現など青少年に悪影響を及ぼすおそれのある有害情報も数多く存在し、その影響が懸念されることから、メディア・リテラシーの育成、特にメディアを主体的に理解し、判断する能力を育成します。
計画実績	家庭及び学校等における情報教育について啓蒙。
目標指数 (令和6年度)	継続実施

メディア・リテラシーの育成

担当課	教育委員会事務局(生涯学習担当)
事業内容	メディアが更に進化、多様化する現代においては、メディア・リテラシーの育成は急務かつ重要です。今後も様々な事業機会で、メディア・リテラシーの観点を取り入れつつ、青少年への健全な理解と育成を推進します。
計画実績	継続実施
目標指数 (令和6年度)	継続実施

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

① 良質の住宅の確保

【現状と課題】

家庭は、子どもが保護者の温かい目に見守られ健やかに育つ生活基盤であり、住宅環境は豊かな生活の重要な要素のひとつです。町は引き続き現在施行中の土地区画整理事業の早期完成を目指し、住宅地の整備を図るとともに情報提供を行い、良質な住宅の確保の推進を図ります。

【事業一覧】

- ・良質な住宅の確保

良質な住宅の確保	
担当課	まちづくり整備課
事業内容	土地区画整理事業を推進します。 子育て家庭の支援を推進するため、優良な賃貸住宅の整備状況に係る情報提供を行います。 県によるバリアフリー・環境共生住宅、県産木材活用住宅、耐震改修事業の彩の国の家住まいるローン制度を推進します。
計画実績	・平沢土地区画整理事業の実施。 ・広報活動を実施。
目標指数 (令和6年度)	継続実施

② 良好な居住環境の確保

【現状と課題】

子育て環境として居住環境は欠くことができない条件のひとつであることから、今後も引き続き県営住宅の情報を提供します。

【事業一覧】

- ・ 良好な住環境の確保
- ・ 都市公園・児童遊園の維持管理

良好な居住環境の確保

担当課	まちづくり整備課
事業内容	子育て家庭が施設入居時に安心して入居できるよう、施設に関する情報提供等を積極的に行います。 公営住宅については、町内には2か所の県営住宅がありますが、町営住宅はありません。町営住宅を建築することは、民間のアパートを経営する住民との関係から、設置の予定はありません。
計画実績	情報提供の実施
目標指数 (令和6年度)	情報提供を実施

都市公園・児童遊園の維持管理

担当課	まちづくり整備課
事業内容	都市公園施設(休憩施設、休養施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設)、児童遊園施設の維持管理。 今後、大規模修繕等が生じた場合に地区の意見を取り入れ、防災公園として災害応急対策に必要な施設整備と身近な憩いの場として、幼児から年配者まで優しく利用できるバリアフリー化、誰にでも使いやすいユニバーサルデザインを取り入れた公園の整備を推進します。
計画実績	都市公園 23 か所 児童公園 29 か所
目標指数 (令和6年度)	画一的な公園管理でなく、地域住民の要望を取り入れた公園としての管理を目指します。

③ 安全な道路交通環境の整備

【現状と課題】

就学前児童の保護者の約5割以上が、子どもの安全を守るために重要と思われることとして、歩行者や自転車のための交通安全施設の整備があげられています。

【事業一覧】

- ・ あんしん歩行エリアの指定の検討
- ・ 段差のない幅広い歩道の整備促進

あんしん歩行エリアの指定の検討

担当課	地域支援課
事業内容	市街地の中で事故の発生割合が高く、子ども達の安全な通行の確保が求められている地区に「あんしん歩行エリア」の指定を検討し、歩行者や自転車の事故防止対策等、総合的な安全対策を実施します。
計画実績	既存事業の推進
目標指数 (令和6年度)	既存事業の推進

段差のない幅広い歩道の整備促進

担当課	まちづくり整備課
事業内容	子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備します。 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づく、段差のない幅広い歩道の整備等を推進します。 歩道整備の際は、点字ブロック、スロープの設置について留意します。
計画実績	道路法、土地区画整理法に基づく整備を推進します。
目標指数 (令和6年度)	継続実施

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

【現状と課題】

国では「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」が成立し、働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進していくことが求められています。

【事業一覧】

- ・多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	
担当課	企業支援課
事業内容	多様な働き方があり労働者の職業選択の機会が増えた一方、パートタイム労働等労働環境の適正な処遇の確保が重要となるため、今後更に多くなることが予想される高年齢者の雇用確保とともに、啓発に努めます。 労働者、事業主、地域住民等の意識改革や事業主へ社内規定見直しを進めるための広報・啓発、研修、情報提供等を図ります。 企業の「一般事業主行動計画」策定を周知します。
計画実績	関係機関からの啓発リーフレットを配布し、ポスター等を町内の公共施設（嵐なび、嵐山花見台工業団地管理センター等）に掲示します。 町の商工会と連携し、合同企業就職説明会を実施します。
目標指数 （令和6年度）	継続実施

② 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

育児・介護休業法が改正され、平成29年1月より施行されました。育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備が求められています。

本町では核家族化が進行しており、今後、同居の親にみてもらうことが困難になると予想されます。

【事業一覧】

- ・仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立の推進	
担当課	子育て支援課・企業支援課
事業内容	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の活用を図るとともに、仕事と子育ての両立支援のための態勢の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を検討します。
計画実績	嵐山町ファミリー・サポート・センター 登録会員 214 名
目標指数 (令和6年度)	嵐山町ファミリー・サポート・センター 登録会員 100 名以上を維持します。

③ 男女共同参画の推進

【現状と課題】

本町では、平成15年6月に「嵐山町男女共同参画都市宣言」を行い、平成16年3月には、町民・事業者・町が協働して男女共同参画を推進する「“らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例」を制定しました。その後、この条例の目的を達成するため、平成19年に「嵐山町男女共同参画プラン」を策定し、現在は平成24年に策定した「第2次嵐山町男女共同参画プラン」に基づき、様々な分野にわたる施策を展開しているところです。しかしながら、性別による役割分担意識は多くの場で根強く残っているなど、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残っています。

【事業一覧】

- ・男女共同参画の推進

男女共同参画の推進	
担当課	地域支援課
事業内容	平成29年度に策定した「第3次嵐山町男女共同参画プラン」に沿って、男女共同参画社会の実現に向け、様々な取組を行ってきました。女性への就労支援が推進されているなかで、いまだに家庭内での女性の家事や育児への負担は軽減されていない状況です。 女性が家事や育児をしながら就労するには、働きやすい職場環境の促進や家庭における男性の家事や育児への積極的な参加が不可欠です。社会全体で子育て支援に取り組み、家庭生活においては男女が共に自立した人間として尊重しあえるような男女共同参画を推進します。
計画実績	・男女共同参画についての意識啓発のための広報活動として、町の広報誌へ記事の掲載や啓発用パネルの展示を実施しました。 ・男女共同参画に関する企業向けリーフレットを作成し、町内事業所等に配布しました。 ・審議会を開催し「第3次男女共同参画プラン」の進捗状況を検証しました。 ・「第3次男女共同参画プラン」の計画期間が令和3年度に終了するため、「第4次男女共同参画プラン」を策定します。
目標指数 (令和6年度)	「男女共同参画プラン」の推進、子育て支援を充実します。

基本目標6 子ども等の安全の確保

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】

本町では、地域の実情を踏まえながら、幼児から成人にいたるまで段階的かつ体系的に交通安全教育及び施策を実施しており、一定の成果をあげています。

地域の実情に即した交通安全教育を推進するとともに、地域ぐるみで子どもの交通安全に取り組める体制づくりを推進します。

【事業一覧】

- ・交通安全教育の推進（警察による交通安全教室）
- ・交通安全教育の推進（住民活動への支援）

交通安全教育の推進（警察による交通安全教室）

担当課	教育委員会事務局（教育総務担当）
事業内容	幼児から成人に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育及び高齢者、身体障害者等に対する適切な交通安全教育を実施するため、町、警察、学校、関係民間団体及び家庭が互いに連携を図るとともに、指導者の育成・確保、教材等の充実、参加・体験・実践型の教育の普及を図ります。 地域の実情に即した交通安全教育を推進します。 学校においては、学習指導要領に基づき、関連教科や道徳、特別活動及び総合的な学習の時間を中心に、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努めています。
計画実績	毎年小川警察生活安全課に依頼して実施しています。（1～2回）
目標指数 （令和6年度）	継続実施

交通安全教育の推進(住民活動への支援)

担当課	地域支援課
事業内容	地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育にあたる職員の指導力の向上と地域における民間指導者や交通安全ボランティアを育成します。 ・交通安全母の会への助成、育成及び交通指導員による通学路の立哨指導。
計画実績	・交通安全母の会への助成 ・交通指導員による通学路の立哨指導 6人
目標指数 (令和6年度)	継続実施

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進**【現状と課題】**

近年、子どもたちが犯罪被害を受けることが増えており、中には子どもを狙った犯罪さえ少なくありません。

本町では、平成16年に防犯推進条例を制定し、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、町、住民及び事業者の責務を明らかにし、防犯のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定め、住民が安心して暮らすことができる安全な社会の実現に寄与することを目的に進めてきました。

引き続き、区長会、PTA、小中学校など地域の教育機関や組織と連携し、体制の強化と防犯活動の推進を図ります。

【事業一覧】

- ・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ・子どもを犯罪から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	
担当課	教育委員会事務局(教育総務担当・生涯学習担当)
事業内容	学校や通学路等において PTA 等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動の推進を図ります。 各小・中学校において「非行防止教室」を開催し、子ども自らが犯罪から身を守る力を養うことに努めます。 家庭との連携では学校家庭の共通行動が図れるよう、保護者会・PTA 活動のなかで規範意識や、基本的生活習慣の獲得がはかられるよう働きかけています。また、地域社会との連携では「子ども 110 番の家」の設置と活用・地域の商店との連携による日常の実態の把握や、区長等の協力による地域パトロールの実施をしています。また、関係機関等との連携では、中学校区連絡協議会への参加、駐在所、民生委員、児童委員、町教育相談員との連携をとり、問題解決に向け推進しています。
計画実績	防犯ブザー携帯。(全校児童) 「非行防止教室」小学校3校各学年1～3回:延べ実施 35 回、中学校2校各学年2回:延べ実施回数 12 回 公用車、PTA の方の車にステッカーを標示してパトロールを実施します。 警察官による巡回パトロールを実施します。 「子ども 100 番の家」の、プレート設置について、PTA との意見交換会の実施、依頼宅へお礼と継続依頼を通知、各小中学校ごとに、確認と修正を依頼しました。(生涯学習担当) H30 年度末現在 297 件
目標指数 (令和 6 年度)	連携をより密にし、子ども達の健全育成を図るため、定期的な連絡会等の体制づくりを学校が核となって推進します。

子どもを犯罪から守るための活動の推進	
担当課	地域支援課
事業内容	行政のみならず、各地区で住民自ら防犯活動を実施することにより、子どもを犯罪から守り、また、防犯についての意識の向上を図ります。 住民ボランティアによる防犯パトロール活動の促進を図ります。平成 16 年度から埼玉県防犯のまちづくり支援事業により補助金の交付を受け、防犯パトロール用品(ジャンパー、帽子等)を購入し、各行政区と町内小中学校 PTA に等に貸与します。
計画実績	防犯パトロール用品配布実績 ジャンパー200 着、帽子 200 個、防犯チョッキ 200 着、拍子木 5 本、誘導灯 15 本、マグネットシート 10 枚、防犯ボランティア登録 1,050 人
目標指数 (令和 6 年度)	継続実施

③ 子どもの権利擁護

【現状と課題】

子どもの権利の啓発活動や権利侵害に対応する体制づくりなどを検討すべき課題といたします。

【事業一覧】

- ・子どもの権利擁護

子どもの権利擁護	
担当課	地域支援課・子育て支援課
事業内容	「児童の権利に関する条約」の普及啓発等による子どもの権利の啓発活動並びに「いじめ」や「体罰」などの子どもへの権利の侵害に対応するための総合的な相談体制の整備の推進を図ります。 町民からの相談の総合窓口としての役割を担っています。相談の内容に応じては、担当課並びに警察署などの関係機関とも連絡を取り合っています。
計画実績	・子どもの権利の重要性を認識し、積極的な啓発を実施します。 ・相談窓口として、対応機関の紹介等、問題の解決に向けて尽力します。
目標指数 (令和6年度)	継続実施 相談窓口及び対応力を強化します。

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

① 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

埼玉県内の児童相談所によせられる児童虐待の相談受付件数は、平成元年以降ほぼ一貫して増加しています。特に、「児童虐待の防止に関する法律」が施行された平成12年以降は、急増し、平成30年度には県全体で15,534件となっています。平成30年度の通告種別では「心理的虐待」が59.5%と最も多く、次いで「身体的虐待」「保護の怠慢・拒否」と続いています。児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）を受けて、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化等が求められています。

【事業一覧】

- ・母子保健分野での予防対策
- ・相談体制の充実
- ・広報・啓発活動

母子保健分野での予防対策

相談しやすい環境をつくっておく為、妊娠期及び出生後できるだけ早期に関わりを持つことが必要とされます。そのためには、妊娠届出時に体調や生活環境などの話を聴きながら良い関係を構築すること、新生児・乳児訪問等早期に実施し、不安や負担の軽減を図るとともに相談窓口の周知徹底を課題として、各事業を展開しています。また、保健事業を利用しない母子の状況を把握する為に、乳幼児健康診査の未受診者に対して家庭訪問を実施していくことが更なる課題となっています。

要保護児童対策協議会を有効活用し、こども課・学校・保育所・幼稚園・児童相談所と密に連携を図り、児童虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、住民への児童虐待防止の為の啓発活動を展開していく必要があると思われます。

担当課	子育て支援課
事業内容	原則第1子を対象に行う新生児訪問、第2子以降を対象に行う、こんにちは赤ちゃん訪問等において、早期に母子の状況を把握し、必要があれば支援できる態勢にあります。そのほか乳幼児健康診査・乳幼児相談・育児学級においてもハイリスク者を把握し支援しています。 また、おやこ教室・すくすく相談では、担当保健師が個別に関わり、養育者の不安や負担の軽減に努めています。 健康診査の未受診者に対しては、電話連絡をし状況の把握に努めています。 実際に通報があったり虐待が疑われるケースに対しては、児童相談所・福祉保健総合センター等と連携し支援しています。
計画実績	こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査及び療育事業で母子と早期の信頼関係を構築し、育児相談しやすい環境を整え育児不安等の軽減を図ると共に、要保護児童対策協議会

	や関係機関と連携し虐待予防啓発や将来的には虐待後の両親や児の心理的なアフターケアを展開していく必要があると思われます。
目標指数 (令和6年度)	継続実施

相談体制の充実

担当課	地域支援課・子育て支援課
事業内容	児童虐待を含む児童相談全般について、市町村が第一義的に受けることになることから、市町村における児童相談、特に虐待相談を受ける相談体制を充実します。 児童虐待に関する相談体制については、嵐山町要保護児童対策地域協議会構成団体を中心に、関係機関・団体からの情報が町の担当課に寄せられるような体制が構築されています。 今後は、町が児童虐待の通告先となることもあり、庁内の相談体制の充実はもとより、担当職員の資質の向上をより一層図る必要があります。
計画実績	相談の内容に応じ担当課と連携を図りながら対応しています。(地域支援課) 要保護児童対策地域協議会の開催(子育て支援課) 代表者会議 1回 実務者会議 2回
目標指数 (令和6年度)	児童相談体制については、現状の相談窓口の機能が十分に生かせるよう、庁内の関係各課間の連携を引き続き密にすることにより実施します。特に、児童虐待への対応については、要保護児童対策地域協議会が有効に機能するような組織活動を推進します。

広報・啓発活動

担当課	子育て支援課
事業内容	住民への児童虐待防止のための広報・啓発活動。
計画実績	啓発用ポスターを公共施設に掲示するなど、啓発活動に努めています。
目標指数 (令和6年度)	啓発活動の充実

② ひとり親家庭の自立支援の推進

【現状と課題】

母子家庭や父子家庭の自立を促進し、子どもが健全に成長できるように支援します。

【事業一覧】

- ・雇用の促進
- ・保育所等の優先利用

雇用の促進

担当課	総務課
事業内容	ひとり親家庭等の雇用が促進できるよう、会計年度任用職員等の採用に配慮します。 会計年度任用職員等の求人情報の提供を関係機関に行い、雇用の促進を図ります。
計画実績	会計年度任用職員等の求人情報を提供します。
目標指数 (令和6年度)	継続実施

保育所等の優先利用

担当課	子育て支援課
事業内容	保育所、放課後児童クラブの優先利用など、ひとり親家庭に対する子育て支援を行います。
計画実績	保育所入所数 37 世帯 児童数 43 人
目標指数 (令和6年度)	継続実施

③ 障害児施策の充実

【現状と課題】

障害のある人の自立支援と社会参加を促進するため、保育所・放課後児童クラブをはじめ障害児の受け入れを積極的に行っています。国・県と連携し障害児施策の充実を図ります。

【事業一覧】

- ・放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進
- ・障害児通園事業

放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進

担当課	子育て支援課
事業内容	町内 4 か所の放課後児童クラブにおいて障害児の受入れを行っています。今後も障害児の利用希望が予想されるため、指導員の資質の向上を推進いたします。また、障害児保育担当指導員の配置に必要な経費を加算することが、健全な運営には必要であることから、引き続き国、県の補助金の加算を行い、安定した障害児保育を実施します。
計画実績	放課後児童クラブにおける障害児受入れ状況 菅谷学童保育室 4 名 菅谷第 2 学童保育室 3 名
目標指数 (令和 6 年度)	今後も継続して現行の国、県の補助事業を基準とし継続して実施します。

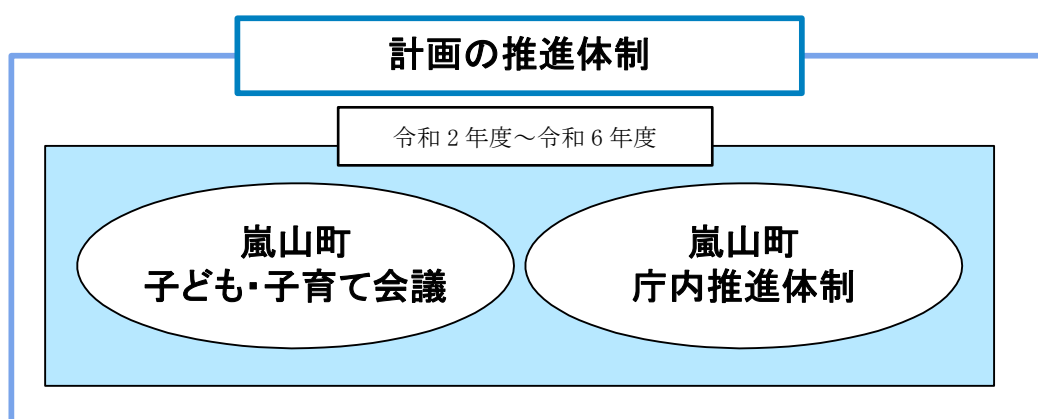
障害児通園事業

担当課	子育て支援課
事業内容	障害児施設のうち、知的障害児通園施設あるいは肢体不自由児通園施設を利用できない障害児を対象に、市町村が通園できる施設を設置して日常生活の基本動作訓練や集団生活の適応訓練などを行う事業です。 町内の保育所においては、既に重度の障害児の受入を実施しています。
計画実績	管内 4 保育所(東昌・東昌第二・嵐山若草・嵐山しらこぼと)で実施します。 障害児の受入れ状況…2 園で 4 名を受入れ
目標指数 (令和 6 年度)	状況に適切に対応します。

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携し、町全体として、子ども・子育て支援に取り組みます。



2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せもつとともに、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。また、既存の幼稚園などを活用することで、待機児童が解消されるなどの効果が期待されています。

このため国では、地方公共団体、施設、利用者が認定こども園制度に対する理解を深め、認定こども園が利用者に選択されるような普及啓発にかかる施策を推進するとともに、設置に向けた政策的誘導を図っています。

本町においては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設や認定こども園制度の改正等により、幼稚園及び保育園の連携が一層進みつつある中で、教育・保育の一体的提供については、教育・保育施設の現状などを勘案しながら今後継続的に検討していきます。

（２）教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

幼稚園、保育所、認定こども園は、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を担う教育・保育施設です。

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域子ども・子育て支援事業があります。

こうした教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割をふまえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

（３）地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってくるため、合同保育・行事参加、園庭開放など、保育内容に関する教育・保育施設による支援が必要であるとともに、発達に遅れがある可能性がある子どもの早期発見やその家族に対する支援、家庭の養育力の低下等への対応などについても教育・保育施設との連携による相談対応が不可欠です。

また、地域型保育施設については、教育・保育施設が、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要な保育内容などの支援を提供するものとしします。

（４）認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策

幼稚園、保育所、小学校の垣根を取り払い、連携することで地域の幼児・児童教育の向上を図ります。また、幼稚園の教育と保育所の保育が連携することによって、相互にその質を高め、就学前児童の保育・教育の向上を図っていきます。

（５）市町村間及び県との間の連携方策

本計画の実現を目指し、地域や企業の理解のもと国・県・他市町村、関係機関と連携を図り、情報提供やイベントの共同開催など効果的な子育て支援ができるよう検討します。

3 計画の点検・評価などの進捗管理

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、年度ごとに庁内で実施状況を取りまとめ、町民の方などで構成される協議会等での評価審議を行い、その結果を広報等を通じて公表します。

資料編

1 策定の経緯

年 月 日	内 容 等
平成 30 年 12 月 19 日	平成 30 年度第 1 回嵐山町子ども・子育て会議
平成 31 年 1 月 24 日	平成 30 年度第 2 回嵐山町子ども・子育て会議
2 月	嵐山町子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の実施
令和元年 7 月 1 日	令和元年度第 1 回嵐山町子ども・子育て会議
8 月 22 日	令和元年度第 2 回嵐山町子ども・子育て会議
11 月 15 日	令和元年度第 3 回嵐山町子ども・子育て会議
12 月 6 日～ 12 月 27 日	パブリックコメント募集
令和 2 年 1 月 29 日	令和元年度第 4 回嵐山町子ども・子育て会議

2 嵐山町子ども・子育て会議条例及び名簿

○嵐山町子ども・子育て会議条例

平成27年3月13日

条例第2号

改正 平成28年12月15日条例第29号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、嵐山町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子育て支援施策に関し必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 嵐山町民生委員・児童委員
- (3) 小中学校、幼稚園、保育所及び学童保育室の関係者
- (4) 町内企業又は商工会関係者
- (5) 一般公募者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、会議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附則（平成28年条例第29号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○委員名簿

職名		所 属（役 職 等）	氏 名	任 期
会長	1	嵐山幼稚園（園長）	奥 田 定 男	H29. 4. 1～H31. 3. 31
会長		嵐山幼稚園（園長）	田 中 恵 子	H31. 4. 1～R3. 3. 31
副会長	2	嵐山町主任児童委員（玉ノ岡中学校区）	田 邊 明 子	H29. 4. 1～R1. 11. 30
委員		嵐山町主任児童委員（玉ノ岡中学校区）	松 本 悦 美	R1. 12. 1～R3. 3. 31
委員	3	嵐山町民生委員・児童委員協議会（会長）	青 木 裕 子	H29. 4. 1～R3. 3. 31
委員	4	嵐山町主任児童委員（菅谷中校区）	権 田 ひろみ	H29. 4. 1～R1. 11. 30
委員		嵐山町主任児童委員（菅谷中校区）	秋 葉 正 幸	R1. 12. 1～R3. 3. 31
委員	5	嵐山町 PTA 連絡協議会（会長）	秋 葉 正 幸	H30. 4. 1～H31. 3. 31
委員		嵐山町 PTA 連絡協議会（会長）	松 本 千 絵	H31. 4. 1～R2. 3. 31
委員	6	嵐山町 PTA 連絡協議会（副会長）	日下部 敦子	H30. 4. 1～H31. 3. 31
委員		嵐山町 PTA 連絡協議会（副会長）	関 根 盛 敏	H31. 4. 1～R2. 3. 31
委員	7	東昌保育園（園長）	池 亀 竜 行	H29. 4. 1～R3. 3. 31
委員	8	東昌第二保育園（園長）	池 亀 聡 美	H29. 4. 1～R3. 3. 31
委員	9	嵐山若草保育園（園長）	遠 藤 恵 美	H29. 4. 1～R3. 3. 31
委員	10	嵐山しらこばと保育園（園長）	小 島 誠	H29. 4. 1～R3. 3. 31
委員	11	嵐山町学童保育室（指導員代表（子どもの森））	和 島 俊 介	H29. 4. 1～R3. 3. 31
委員	12	嵐山町社会福祉協議会（事務局長）	井 上 裕 美	H29. 4. 1～H31. 3. 31
委員		嵐山町社会福祉協議会（事務局長）	石 井 彰	H31. 4. 1～R3. 3. 31
副会長	13	嵐山町教育委員会（指導主事）	西 川 光 治	H30. 4. 1～R3. 3. 31
委員	14	嵐山町商工会（事務局長）	新 井 吉 孝	H29. 4. 1～R3. 3. 31
委員	15	幼稚園保護者代表（幼稚園保護者会）	轟 麻 実 子	H30. 4. 1～H31. 3. 31
委員		嵐山幼稚園保護者（嵐山幼稚園保護者会長）	千 葉 恵 理 子	H31. 4. 1～R2. 3. 31
委員	16	一般公募	田 中 操	H31. 4. 1～R3. 3. 31

子ども・子育て支援事業計画

＜令和２年度～令和６年度＞

令和２年３月発行

発 行 嵐山町

編 集 嵐山町子育て支援課

〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030 番地 1

TEL 0493-62-2150（代表）

町ホームページ <http://www.town.ranzan.saitama.jp/>
